

『台記』注釈（久寿二年五月、六月）

原水民樹

凡例

一、本文は増補史料大成『台記』（臨川書店）を底本に用いた。ただし、紙幅の都合により、原文は掲げず、読み下し文のみを示した。

一、読み下しは、原則として底本に付されている訓点に従ったが、一部私意で改めたところもある。

一、底本における割書は（ ）の形で示した。また、割書中の更なる割書は（ ）の形で示した。

一、底本と参照写本間における主要な異同を【校異】欄に示し、底本の誤りと判断されるものは訂正し、疑問のある場合も注記した。なお、異同の中、写本側の誤りについては特に取り上げなかった。

一、読み下しには歴史的仮名遣いを用いた。

一、読み方は専ら私意によるもので、漢文訓読研究の成果を厳密に踏まえたものではない。

一、古体・異体・俗体の文字は、原則として通行の字体に改

めた。

一、人物の注は、『公卿補任』登載者については簡略にした。

また、『平家物語研究事典』（明治書院）や新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覽」に詳しい説明が載る者についても、その旨を明記し、簡略な注にとどめた。その際、『平家物語研究事典』は『平家事典』、新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「人物一覽」は『新大系人物』と略称した。

一、他文献の本文についても、漢文体のものは私意により読み下し文の形で引用した。

一、通称や官職名で記される人物については、初出の時点で注を施し、再出以降は、本文の右脇に実名を傍記した。前稿の久寿二年四月条に既出の人物については、最初から実名傍記の処置をとった。

一、参照した『台記』の写本は、京都大学蔵本四部、宮内庁書陵部蔵本七部、国立公文書館内閣文庫蔵本五部、東京大学史料編纂所蔵本一部、大和文華館蔵本一部（国文学研究

資料館蔵マイクロ資料による)である。諸本と記す場合は、上記十八本を指すものとする。なお、参照写本並びにその略称を左に記す。

○京都大学附属図書館蔵(平松家旧蔵)本(平松三門/タ
一三)―京一(略称)

○同蔵十六冊本(五―〇四/タ/三)―京二(略称)

○同蔵文化二年書写本(五―〇四/タ/六)―京三(略称)

○京都大学総合博物館蔵勸修寺家文書一七〇―京四(略称)

○宮内庁書陵部蔵二十四冊本(葉一一九三、五月三日条後
半)六月分は欠)―書一(略称)

○同蔵天明書写本(二六五―一〇〇九)―書二(略称)

○同蔵享保書写本(柳四四七)―書三(略称)

○同蔵二十一冊本(三五三―一七〇)―書四(略称)

○同蔵十九冊本(三五〇―二七三)―書五(略称)

○同蔵(広幡家旧蔵)本(二五九―一五〇)―書六(略称)

○同蔵(八条隆英旧蔵)十三冊本(二六〇―一〇)―書七
(略称)

○国立公文書館内閣文庫蔵二十一冊本(二六一―五四)―
内一(略称)

○同蔵(太政官文庫旧蔵)本(二六一―五八)―内二(略
称)

○同蔵(惜陰亭旧蔵)本(二六一―五五)―内三(略称)

○同蔵三十冊本(二六一―五三)―内四(略称)

○同蔵(坊城家旧蔵)八冊本(二六一―五七)―内五(略

称)

○東京大学史料編纂所蔵(二条家旧蔵)本(四一七三―四
五)―編(略称)

○大和文華館蔵本―大(略称)

本書の底本に、増補史料大成『台記』を使用することを許
可くださった臨川書店に深謝申し上げる。

久寿二年

五月大。壬午。

一日 丁未。日食正見す。去ぬる夜より大^(兼長)将病^(一)悩す。

【校異】

(イ) 悩 底本「腦」。多くの写本に「悩」とあるに従い、改
める。

【注】

(一) 日食正見す これについては、他の記録にも「今日日
食。卯の刻に正現す。」(『兵範記』)、「日食。御殿に於
いて仁王経御読経有り。」(『山槐記』)と見える。

二日 戊申。降雨。午の刻に^(一)得^(一)長寿院に参る。一昨日より
^(鳥羽・美福)院此の寺に御す。観音講結願なり。事未だ訖らざるに

退出し、頭左中弁光頼朝臣を招き、封書一通を付けて曰はく、明日、表を奏するの次いでに、此の書を院（鳥羽）に奏すべし、と。其の封書に曰はく、今度の上表の本意は、在讓民部卿（宗輔）藤原朝臣与、先例無きに依りて、表文に其の由を載せず。若し、二人任せらる。想（イ）ひの如く任せられずは、必ず請ふ所を許すべし。若し、民部卿（宗輔）独り任せば、暫く辞遁の心を忘れ、將に夙夜（三）の忠を尽くさんとするものなり、と。夜に入りて、泰親密（四）奏を持ち来たる。簾前に召し之を見る。

【校異】

（イ）奏 京一・京二・書三「遣」。

（ロ）在讓民部卿藤原朝臣与、先例無きに依りて 底本「在讓民部卿藤原朝臣与依無先例」（傍線稿者）。内一・京

四は、傍線部「与。依無先例」（此際疑有落字）とし、落字を疑う。内二・内三も字句に小異はあるが同趣の傍書を有する。

また、内五・書七は「与」と「依」の間に。を書き込む。

（ハ）想ひの如く 底本「若想」。京一・書五等「若惣」。

（ニ）尽くさん 底本「思」。京一・京二・書三・書五に「尽」とあるに従い、改める。

【注】

（一）得長寿院に参る 得長寿院観音講の記載は前月二十八

日・二十九日条を受ける。

（二）若し、二人任せらる 底本「若二人被任」。疑問あるが、とりあえず上記の如く読んでおく。

（三）夙夜の忠 朝早くから夜遅くまで忠勤を尽くすこと。

（四）密奏を持ち来たる 五月一日の日食にかかわる天文密奏である。「天文密奏の事 若し天文の変異有らば、其の道の博士并ら宣旨を蒙り、密奏を献ず、てへり。具に其の変異を勘録し、先づ、第一の大臣に触る。封を加へて博士に返し与ふ。博士之を以て藏人所に参り、藏人に付けて之を奏す。（下略）」（『新儀式』第四）。

【補説】

四月二十七日に初度の辞表を提出した頼長は、五月三日の第二度上表に先立ち、「今度の上表の本意」が藤原宗輔に大臣職を譲ることにある旨を鳥羽院に奏上した。もともと【校異】

（ロ）に示す如く、このあたり、文意いくほどか明快さを欠き、落字の可能性が疑われている。文中の「若し、二人任せらる」の句に留目するなら、頼長は宗輔の他にもう一人の昇任をも願ひ出たものと推測される。久寿二年五月時点における在任状況を見ると、関白忠通、太政大臣実行、左大臣頼長、内大臣実能、大納言宗輔・伊通となっており、右大臣は、前年の五月に源雅定が辞任して以降、空席の状態が続いている。頼長は大納言宗輔に大臣職を譲りたい旨を申し出ているが、宗輔の上席には頼長の岳父である内大臣実能がいるので、宗輔が実能を超越して空席である右大臣の座に着くことは常

識としてあり得ず、まず、内大臣実能を右大臣に昇任させた上で、その後任に宗輔を据えるというのが人事の定石である。要するに、宗輔の大臣昇進は内大臣実能の昇進に連動する性格のものである。従つて、【校異】(口)の周辺に落字があるか否かに係わらず、「若し、二人任ぜらる」の「二人」が、実能と宗輔を指すことは恐らく間違ひなからう。上記人事の実現は、現時点で空席である右大臣職を埋めることで可能となり、頼長の左大臣辞任を必要とはしない。正式の上表ではないが、五年前の久安六年(一一五〇)四月にも、頼長は大納言実能に譲渡するとの名目で左大臣辞任の意志を鳥羽院や父の忠実に伝えていた。この時は、右大臣実行が太政大臣に、内大臣雅定が右大臣になることで実能の任内大臣を実現しており、頼長の左大臣職はもとのままであった。その時と同じ轍を頼長は今回も踏もうとしたと見られる。頼長のこの目論見は近衛帝の崩御によつて頓挫するのだが、翌年の保元の乱における、頼長の死欠の結果、実能の任内大臣及び宗輔の任右大臣が実現したのはまことに歴史の皮肉である。

三日 己酉。昨より降雨。晩に及びて晴れたり。今日、重⁽¹⁾ねて左大臣並びに隨身を辞す(内覧を辞せず。土御門亭より此の表を上る。高陽院^(秦子)此の亭に御す)。先日、日を泰親に問ふに、日時の勘文無し。又、吉時を扱はず。先⁽²⁾例を勘ふるに、三讓の第二・三度此の如し。今日の表、三讓に非ずと雖も、其の間甚だ近し。故に彼に准ふるなり(今日、公⁽³⁾家の御衰

日なり。例を勘ふるに、宇治殿^(頼通)撰政第二度の表、公家の御衰日に献ぜられ、同日、勅答を給はるなり)。早速、文章博士長光朝臣、密々に表草を献ず。文に云はく、峯の窄きを知りて遂⁽¹⁾に家岳の誉を謝す。威風軽くして羽林の備を随へ難し、と。難じて曰はく、大将・衛府督の如きは武力を以て君を護る。隨身を賜はるに至りては、君、近衛をして臣を護らしむるなり(長徳二年十月九日⁽⁴⁾の文^(口)殿記に見ゆ)。此の句既に君を護るべきに似るは如何、と。文に云はく、隨身・近衛府生已下各本府に付く、と。難じて曰はく、左右の字を入れるべきか、と。文に云はく、唯、充滿の誠を免じ休⁽⁵⁾退の情を遂げんと欲す、と。難じて曰はく、此の句は所職を悉^(三)く遁るるに似たり。内覧を辞せず、何ぞ休退の意有らんや、と。午^(本)の刻に長光表草を持ち來たる。内の出居に於いて之を見る。先⁽⁶⁾の難を改めて云はく、意^(下)樹疎にして羽林の備を随へ難し、と。次の難を改めて左右の字を入れる。後の難を改めて云はく、愚謹の誠^(チ)を竭さんと欲す、と。仰せて曰はく、初後の難を改むると雖も猶據る所無し。てへれば、度々改め直すの間、時刻推し移る。初の難を改めて云はく、縦ひ徳山を戴くとも、争^(リ)家岳の誉を施さん。縦ひ榮路を歩むとも何ぞ羽林の備を随へん、と。後の難、長光改むる所猶意に合はず。余^(頼長)、仰せて曰はく、忠孝の誠を竭さんと欲するに上句に順ふべし。聖皇の恩・嚴父の慈か。長光仰せの如く之を改む。申の刻に及び賓筵に出居す(直衣・冠)。是より先に、民部卿(宗輔、直衣・冠)座に在り(他卿会せず。右大将^(兼長)同宿すと雖も近日

病惱、故らに出でざるなり。祿を献ずるの時に至らば相扶けて出づべし、と云々。家司有成朝臣（束帯）作者参る由を申す。召すべきの由を仰す。長光朝臣（衣冠）表草を持ち参る。

余（賴長）、見了りて長光に返し給ひ之を讀ましめ了ぬ。長光

退去す（表を座前に留む）。次いで、有成朝臣を召して表を給ひ、清書せしむべきの由を仰す。伊行之を書き、須臾にして

清書の表を持ち来たる（其の実、是より先に、密々に書かしむるなり）。余（賴長）、一見し了りて名を加へ、懸紙・裏紙等を

巻き重ね（去ぬる月廿七日の如し）、函に入る（花足無し。是より先に、隆長朝臣件の函を持ち来たる）。函の上を裏み（檀

紙四枚を以て縦に之を裏む。左右各二枚、函の上は右紙上に在り。紙の端は函の中央に（文）当たる。函の下は左紙上に在り

（（ト）頭はれ見ゆるを以て上と為すなり）。紙の端は函下の右角に当たる。函下の紙端の当たる所定法無し。今日の事を記す、

中を結び（（ウ）師鑑、其の結目、函上中央に当たる。様は檀紙を広一寸六分に切り、四倍に之を帖みて、広四分とし、

先づ、左右の端を折り、後に中を折り、左右の端を以て内と為す）、帖みて二筋を續けて結び（其の続目へ一結にして、

別紙を以て之を結ぶにあらず）、件（カ）の結は今且帖み結び、懸・裏紙を加へ、硯管（ヨ）に納む）、上下の函の余紙を取り合はす

（上下の中央に取り合はす）。訖りて、硯管の蓋を覆ひ、左中将隆長朝臣（束帯・蒔絵劔）を召して函を給ふ。隆長笏を指

し之を取り、中門の廊より降りて、函を隨身に授け、笏を抜ききて（隨身遅参、暫く相待つ）西四足を出で（隨身、垂袴・

壺胡籙にて後に在り。函を持つ隨身亦同じ）、車に乗る（表の函を車に入る）。次いで、作者長光朝臣を南簀子に召し、白褂一領を給ふ（職事兵部少輔忠能（ア）（束帯）之を取る）。長光、屏内地（イ）に於いて再拝し（是より先に雨止む）、屏戸を出で了ぬ。伊行（衣冠）を南簀子（同所）に召し、白褂一領を給ふ（職事前馬助盛業（束帯）之を取る）。伊行、同所に於いて再拝し、同じ戸より退出す。次いで、民部卿退出す。余（賴長）、内寝に帰る（時に酉の刻。隨身の遅参に依りて、余（賴長）、内寝に帰るの後、隆長参内す。但し、隆長、表の函を取りて退去す。後に、作者・手書に祿を給ふなり）。次いで、西の対代南弘廂二ヶ間に弘筵を敷き満たし、東間に地敷二枚（東西行）を敷き、其の上に椅子を立て、其の後に、五尺の屏風一帖を立つ（夜に入りて椅子の前・左右に灯を供す）。秉燭の後、隆長臥内に帰り来たりて表を奏し了る由を申す。又、語りて曰はく、車（ウ）を下るる時、表の函を隨身に給ひ参内す（隨身後に在り。表の函を持つ隨身亦同じ）。劔笏を撒して函を取り殿上に昇り（御物忌に非ず）、端座に居し、函を台盤の上（中台盤）に置く。頭左中弁光頼朝臣、函を取り御所に進らするの後、帰り参るなり、と（已上、隆長語る）。

【校異】

（イ）遂に家岳の誉を謝す 底本「遂謝家岳之誉」。「遂」が

諸本には「送」、『宇槐記抄』には「遙」とある。また、

「家岳」が、書六には「家岳（象）」、『宇槐記抄』には「象

「岳」とある。

(ロ) 文殿 底本「大殿」。京一・書三・書四・書五他及び『宇槐記抄』に「文殿」とあるに従い、改める。

(ハ) 休退の情 底本「休退之情」。「情」が京一・京二・書三・書五には「惜」、『宇槐記抄』には「請」とある。

(ニ) 悉く遁るる 底本「避遁」。京一・書三及び『宇槐記抄』に「悉遁」とあるに従い、改める。

(ホ) 午の刻に 底本「午刻」。『宇槐記抄』には「午刻許」とある。

(ヘ) 先の難 底本「元難」。京一・京二・書三・書五他及び『宇槐記抄』に「先難」とあるに従い、改める。

(ト) 意樹 『宇槐記抄』には「高樹」とある。

(チ) 誠 諸本には「誠」とあるが、底本及び『宇槐記抄』に「誠」とあるに従う。

(リ) 家岳 京一・京二・書三・書五には「蒙岳」、『宇槐記抄』には「象岳」とある。

(ヌ) 当たる 底本「當」。諸本に「当」とあるに従い、改める。

(ル) 底本は、「頭はれ見ゆる」より「今日の事を記す」までを、割書中の更なる割書とするが、京一・書三・書五の形に従う。

(ヲ) 当該割書は、諸本で句順に異同があるが、底本の形が是と判断されるので、これに従う。

(ワ) 一結にして、別紙を以て之を結ぶにあらず 底本「一

結帖以別紙」。京一・京二・書三・書五に、更なる割書で「一結非以別紙結之」とあるに従い、改める。

(カ) 件の結は 底本「件緒」。京一・京二・書三・書五に「件結」とあるに従い、改める。

(ヨ) 筥 底本「莒」。「筥」に改める。以下、同様。

(タ) 地 底本「北」。大多数の写本に「地」とあるに従い、改める。

(レ) 倚子 底本「椅子」。諸本に「倚子」とあるに従い、改める。以下、同様。

(ソ) 車を下るる時、衰の函を 底本「下車持表函」。諸本に「下車時表函」とあるに従い、改める。

(ツ) 語る 底本「話」。大多数の写本に「語」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 重ねて左大臣並びに隨身を辞す 当日の上表については、『山槐記』も言及しており、表笄の裏み様をも図示する。また、『兵範記』は、表文と勅答を転載する。

(2) 先例を勘ふるに 第二・第三度の上表は日時を勘えないとする点については、天仁元年(一一〇八)十月九日の忠実摂政第二度上表において、「今度、日時を勘へられず。又、作者清書人に禄を給はず。第二度に依りてか。」(『中右記』)とあることが先例の一つとなるか。

(3) 公家の御衰日なり 五月三日は近衛天皇の行年衰日で

ある（当時十七歳で、卯・酉日が該当）。なお、四月二十七日条の注に記したように、頼通が公家の御衰日に撰政上表をした事実は確認できていない。

- (4) 文殿記 『中外抄』下に「御堂に文殿御記とて、いみじきものあり。」と見え、新古典文学大系脚注に「道長家の文殿衆が記録した日記」とある。『殿曆』（長治元年十二月十六日条）にも、その名が見えており、久寿二年当時は頼長の所有となっていた（『台記別記』久安四年七月十一日条）。長徳二年十月九日は、道長が随身を賜った日であり、『文殿記』該日条に、「大将・衛府督の如きは」云々の文章があったものと推測される。
- (5) 師鑑 もろかぎ。蝶結びのこと。輪一つを片方に作って結ぶのは片鑑。

- (6) 様は檀紙を広一寸六分に切り 底本「様切檀紙広一寸六分」。読めないが、仮に上記の如く読んでおく。「様」を「横」とする写本も多い。

- (7) 忠能 系譜未詳。頼長の職事。「新院殿上兵部少輔高階忠能」〔『台記別記』仁平元年八月十一日条〕、「五位（略）忠能（兵衛少輔）」〔『台記』久寿元年十一月十三日条〕等と見える。大治四年（一一二九）十月九日任兵部権少輔（『中右記』）。『本朝世紀』（仁平三年八月九日条）に「復任除目の事を行はる。（略）（兵部大輔高階忠能）」とあるのは、「兵部少輔」の誤りか。

(三日の続き)

次いで、隆長院^(鳥羽)に参る。美⁽¹⁾福門院八幡御幸の調案に依りてなり。伝へ聞く、光頼表を奏し訖りて持ち参る、と（裏みながら持ち参る、と云々。後日、光頼曰はく、内裏に於いて開かず返し給ふ。故に、裏みながら持ち参るなり、てへり。寛治元年七月一日の為房記に、内裏に於いて函を開かれざるの由見る所なり。彼は幼⁽³⁾主たるに依りて開かれざるか。今日の儀彼に准ふべからず。今案ずるに、内裏に於いて開かるれば院^(鳥羽)に持ち参るの時函を裏むべからず。内裏に於いて開かれざれば、裏みながら持ち参るべし。光頼の所為是なり。御覽の後、仰せに曰はく、隨身を許し大臣を許さず、てへり。次いで、関白^(忠通)第に持ち参り、次いで、内裏に帰り参る。函を開き表を取り、懸紙・表紙を撤し、檀紙一枚を以て、表の上を巻く（懸紙・表紙の間を開く⁽²⁾）。仗頭⁽⁴⁾に出でて民部卿に下す（函に入れず。予め民部卿奥の座に参候す。頭弁^(光頼)、消息を以て之を催すの程⁽²⁾、須らく内⁽⁵⁾豎に遣はすべきか。但し、万⁽⁶⁾寿三年三月十一日の行成記に云はく、左⁽⁷⁾頭中将消息を成して云はく、勅答の事を申し行ふべし、と云々。若し彼の例に據るか⁽⁸⁾。民部卿結ね申す。光頼宣す。隨身を罷るを許し左大臣を罷るを許さず、てへり。民部卿称唯し、之を巻きて端座に移り着く。官人をして軾⁽⁸⁾を敷かしめ、右⁽⁹⁾少弁資長を召して表を下す（大内記遠明熊野に詣づ）。光頼をして仰する所の旨を仰せしむ。資長称唯し（結ね申さず）、笏を取り副へ退出す。次いで、資長、本表並びに勅答の草（紙

屋紙)に笏を取り副へ、献ずるか。抑、勅答の草を見たり、少内記 藤⁽¹⁰⁾ 孝佐(文章生、北⁽¹¹⁾ 山備志に云はく、若し⁽¹²⁾ 成業無くは、内記、儒士・弁官をして之を作^(ホ)らしむ、と云々。孝佐蓋し作^(ク)るべきか。才無きに依るか)を召して表を給ひ、笏を持ち参るべきの由を仰す。内記、表を取りて退き帰り、空笏を持ち参る。上^(宗輔) 卿勅答の草を入れ、内記をして内覧せしむ。内記帰り来たりて御所に進る⁽¹³⁾。頭^(ト) 範に付けて返し給ふの故を問^(チ)ふ。仰せに曰はく、清書せしめよ、てへり。民部^(宗輔) 卿座に帰りて、清書すべきの由を内記に仰す。内記、清書を持ち参る(黄紙二枚を續ぎて之を書く。免ぜらるるに依りて内覧無し)。上^(宗輔) 卿御所に進り、頭^(光頼) 弁に付けて退出す(頭^(光頼) 弁、空笏を以て内記に返し給ふ。上^(宗輔) 卿、早く出づるに依りてなり。万寿三年三月十一日の行成記に云はく、清書を奏し(頭⁽¹⁴⁾ 中将⁽¹⁾ 公成に付く)、仰せを待たずして退出す。寛治元年七月一日の為房記に云はく、上⁽¹⁵⁾ 卿⁽¹⁶⁾ へ経⁽¹⁶⁾ 信⁽¹⁶⁾ 参上して清書を奏し(五位藏人為房に付く)、仰せを待たずして退出す、と云々。定め知る、頭^(光頼) 藏人直ちに笏を返し、内記に給ふことを)。頭^(光頼) 弁、奏し了り(御⁽¹⁷⁾ 画日無し)、勅答(懸紙・裏紙無し)を表の函に納め、檀紙二枚を以て、函の上を裏み(裏み様、去ぬる月廿七日に同じ)、殿上の台盤の上に置く。中使左中将成雅朝臣(予め頭^(光頼) 弁之を催す)之を取りて退き下り、隨身(後に在り。勅答と雖も前行せざる例なり)に持たしめ、土御門亭に向かふ(途中、勅答の函を車に入る。已上、伝説を以て之を記す)。

【校異】

(イ) 内裏に於いて 底本「於内裏敷」。大多数の写本には「於内々敷」とあり、「於内 敷」「於内々敷」とするものもある。とりあえず、底本の「敷」を除いて読んでおく。

(ロ) 開く 底本「開」。書二・書七・内五「用」。

(ハ) 程 多くの写本「理」。

(ニ) 十一日 京一・京二・書三・書五「十二日」。

(ホ) 作らしむ 底本「作」。数写本「佐」。

(ヘ) 作る 底本「作」。諸本「候」。

(ト) 頭範 底本「頭範」。京一・京二・書三・書五に「頭範」とあること、及び、底本の「頭恐らくは頭の誤」との注記に従い、「頭範」と改める。

(チ) 問ふ 底本「問」。諸本「聞」、京二は「聞」の空白部、別筆で「奏」の字を補う。

(リ) 公成 底本「公保」。諸本に「公成」とあるに従い、改める。

【注】

(一) 美福門院八幡御幸の調楽 美福門院は五月十三日に八幡参詣を予定しており、その準備のための調楽である。ただし、五月六日に叔父にあたる藤原頭輔が死去したため、この計画は中止となった(『兵範記』五月六日条)。

当日の調楽については『山槐記』にも「女院八幡御幸の調楽」と見える。

- (2) 寛治元年七月一日の為房記 寛治元年（一〇八七）七月一日は藤原師実の摂政第二度上表の日。『為房記』（内閣文庫蔵花迺家文庫旧蔵本）に「頭中將を御前に召し院に持ち参るべきの由を仰せらる（筈を開かれず）」と見える。為房は、但馬守藤原隆方の男。永承四年（一〇四九）〜永久三年（一一一五）。正三位参議・大蔵卿・修理権大夫に至る。寛治元年当時は、正五位下権左少弁・藏人。
- (3) 幼主たるに依りて 時に堀河帝九歳。
- (4) 仗頭 陣の座。
- (5) 内豎 朝廷の行事や雑事に召し使われる者。
- (6) 万寿三年三月十一日の行成記に云はく 藤原行成の日記（『権記』）に、該日条は現存しないか。藤原頼通の関白・左大臣上表に関する記述であったと考えられる。ただし、『公卿補任』に従えば、三月二十一日上表。
- (7) 左頭中將 藤原公成。長保元年（九九九）〜長久四年（一〇四三）。中納言実成の男。従二位権中納言に至る。寛仁四年（一〇二〇）十二月五日補藏人頭、治安三年（一〇二三）十二月十五日任左中將。
- (8) 軾 ひざつき。礼拝の位置を示すために敷く座。
- (9) 右少弁資長を召して表を下す 遠明が熊野参詣中であつたため、右少弁資長に勅答を起草させたことは『山槐記』にも見える。
- (10) 藤孝佐 系譜未詳。『兵範記』に「清書、少内記藤孝佐、『山槐記』に「少内記孝佐清書」と見えている。久安二年（一一四六）正月二十三日任能登大掾（時に文章生、『本朝世紀』）、同四年（一一四八）正月二十八日任少内記（『本朝世紀』）。
- (11) 北山備忘に云はく 「勅答有るべくは、上卿仰せを奉り、内記に下し給ひ、勅書を草せしむ。〔若し成業の内記无くは、儒士弁官をして之を作らしめ畢んぬ。〕」（『北山抄』第六 勅答事）。
- (12) 成業 大学寮の課程を修了し、試験に合格した者。
- (13) 頭範 系譜未詳。
- (14) 公成 注（7）参照。
- (15) 上卿（経信）参上して清書を奏し 「又参上して清書を奏せらる（略）上卿仰せを待たず退出せられんぬ。」（『為房卿記』該日条）。
- (16) 経信 長和五年（一〇一六）〜永長二年（一〇九七）。民部卿源道方の男。正二位大納言に至る。寛治元年当時、正二位権大納言・民部卿・皇后宮大夫。
- (17) 御画日 天皇が中務省の申請した詔書案に許可の印として日付を親書すること。『西宮記』（第十三 詔書）、『北山抄』（第六 勅書事）など参照。

（三日の続き）

亥の刻に、少内記藤孝佐、勅答の草(覽管に入る)を持ち来た。職事経憲(東帯)伝覽す。余(頼長)見了りて(装束せず)返し給ふ。仰せて曰はく、清書を持ち来べからず、てへり。次いで、余(頼長)、東帯して(蒔絵の劔)中使を相待つ(是より先に、隆長帰り来たる)。子の刻に及び、成雅朝臣、西四足を入り(隨身、函を持ちて後に在り)、西中門に立ち、笏を指して函を取る。有成朝臣出で逢ひ、帰り入りて余(頼長)に告ぐ。

余(頼長)、西中門の廊の南妻を降り(沓を着けず)。此の間、隨身(褐冠・壺胡籙)松を取りて前に発つ、中使の前に跪きて笏を指す。中使亦跪きて笏を授く(笏を抜く)。余(頼長)、之を受け、本の所より帰りて西廊(上達部の座)に昇り、函を人(隆長朝臣)に授け、笏を抜きて勅答を見る。訖りて有成朝臣を召し、仰せて曰はく、隨身に祿を給ひ本陣に返すべし、てへり。有成朝臣、西廊の西妻を出で、隨身を召して本陣に候すべきの由を仰す。侍所の司(衣冠)祿を取りて隨身に給ふ(府生、各六丈絹二疋。番長・近衛、各同絹一疋)。但し、今夜府生参らず。此の間、近き家司二人(衣冠)松明を取りて南庭に立つ(隨身無きに依る)。又、近き家司を用ゐること先例を知らず。有成朝臣、本陣に候すべきの由を隨身に仰せ、了りて中門に到り中使を召す。中使舞状倚子(南面)。次いで、余(頼長)、中門の廊の南妻より降り(五位大夫四人(東帯)松を取る。近衛(其の数定法無し)。今日に随ふ(隆長朝臣(東帯)沓を取り、右大将(東帯)裾を刷ふ。此の間、中使、弘廂の東面の階を降り同階

の北腋に跪き候ず、東砌の外に進み出で、北向きに拝舞す。了りて左に廻り、本の所より昇りて西廊に居す。中使、本の階より還り昇り、南簀子を経て中門の廊の南端の妻戸を出で、暫く西縁を徘徊す。五位大夫、倚子・土敷・屏風・灯台等を撤し(弘筵を撤すべからず)。而るに、誤りて之を撤す。仍りて更めて敷くなり、平敷の座を同所に設く(東間(倚子を立つるの間なり)に高麗端の帖一枚を敷き(南北の妻)、其の上に土敷を敷き、上に東京錦茵を敷き、中使の座と為す。西間に高麗端の帖一枚を敷き(南北の妻)、余の座と為す。兩座の間北頭に灯一所を供す)。次いで、有成朝臣、中使を召す。中使、中門の廊の南端の妻戸より入り、北に行き、対代の南簀子を経て座に着す(西面を頗る退きて、茵の東端に在り)。次いで、余座に着す(東面)。右大将、祿を取り(白大褂一領、皇子宫権大進憲親之を献す)、余に授く。余、笏を指して之を取り、座を起ちて、中使の座前に跪き、之を授け、笏を抜きて座に復す。中使、東の階を降り(初めて階を降るるなり)。此の間、余退きて西廊に入る、西向きに再拜し(沓を着けず)、西中門より退出す。次いで、座前の硯管・脇息を撤す(五位大夫、之を役す)。次いで、吉書の事有り。官方は右少弁資長、藏人方は藏人左衛門佐忠親、政所は家司日向守有成朝臣なり。次いで、参内(東帯)し、直廬に於いて吉書有り。官方は資長、藏人方は忠親なり。次いで、殿上に着し、次いで、陣に着す。忠親、内藏寮申臨時公用文(直廬に於いて内覧の文なり)を下す。資長に下し

訖りて退出す（晝に及ぶ）。次いで、宿⁽³⁾申の事有り。

【校異】

- (イ) 各 底本「右」。諸本に「各」とあるに従い、改める。
- (ロ) 近き家司 底本「近家司」。京一・書三・書五「進家司」、京二「進家司」。
- (ハ) 又 京一・書三等には「又」がない。
- (ニ) 近き家司 底本「近家司」。書三・書五「進家司」、京二「進家司」。
- (ホ) 舞状 京二「舞居」、京一・書三・書五「舞居」、内三「舞年」、書四・書六・大「年状」、内一・書一・京四・編「年状」など種々。
- (ヘ) 南面 底本「南西」。諸本に「南面」とあるに従い、改める。
- (ト) 松 底本「杳」。京一・京二・書三・書五に「松」とあるに従い、改める。
- (チ) 其の数定法無し。今日に随ふ 底本は割書であるが、諸本で更なる割書となつてゐることに従う。
- (リ) 今日 底本「今日」。京一・京二・書三・書五「今日事」。
- (ヌ) 降り 底本「降」。諸本にはないが、底本に従う。
- (ル) 進み出で 底本「進出」。書二「進立」。
- (ヲ) 椅子を立つるの間なり 底本「立椅子之間也」(傍線稿者)。傍線部「間也」「向之」「間々」「間之」などとする写本もある。

(ワ) 之を役す 底本「役之」。「任之」とする写本も多い。

【注】

- (1) 舞状椅子 不明。京一等の「舞居椅子」、あるいは、京二の訂正「昇居椅子」に従えば、意味は通じる。
- (2) 忠親 天承元年(一一三一)〜建久六年(一一九五)。権中納言藤原忠宗の男。正二位内大臣に至る。この時、正五位下蔵人。『新大系人物』『平家事典』参照。
- (3) 宿申 宮中警護の武官が夜中に巡回しながら自らの姓名を名乗る役務。

(三日の続き)

⁽¹⁾長 徳元年・康和四年の三議の表、初・二両度は勅答無し。今度、三議に非ず。故らに例を勘ふるに、執政の臣、臨時に上る所の表に多く勅答有るなり。隨身を罷る故に勅答有るなり。勅答使成雅朝臣、既に家臣為り。拝舞の有無、先例を勘ふるの処(家臣は子姪に准ふ。拝舞無かるべきか、其の疑ひ有るなり)、康⁽²⁾平二年二月十一日、宇治殿^(頼通)の御表の勅答使、隆俊朝臣之を奉仕す。隆俊は彼の殿の家人為り。而るに京^(師実)極殿主人に代りて拝舞す。彼の例に依りて拝舞するなり(北山に云はく、宿徳の人所勞の事有るの時、子姪代りて拝舞す。若し、子姪の⁽⁴⁾巫将を以て返し給はば、更に椅子に着せしめず、直ちに祿を被く、と云々。此の文に據りて子姪を以て給ふ時は、子姪代りて拝舞の儀無し。康平に既に其の息代拝す。

故に、家人は子姪に准へざるを知る。若し、子姪に准へざるを許さば、自拝亦何の妨げの有らんや。表中、聖代・天慈は⁽⁵⁾欠字、聖皇は平出⁽⁶⁾なり。其れ聖代・天慈は平出すべきか。

長光に問ふの処、申して云はく、習ひ伝ふる所、表の如し、と。⁽⁷⁾余、⁽⁸⁾念ぎ公、式令を見るに、天皇・皇帝は平出、聖化・天恩は欠字なり。今案ずるに、聖皇は天皇・皇帝等に准ふべし。聖代は聖化に准ふべし。天慈は天恩に准ふべし。長光申す所、既に令の意に合ふ。表⁽⁸⁾に那の字心得ず。後日、長光に問ふに、⁽⁹⁾陳□有不当須用盍字。

【校異】

(イ) 陳□有不当須用盍字 多数の写本には空白がない。当該部、『宇槐記抄』には「不当法用盍字」とある。

【注】

(1) 長徳元年・康和四年の三讓 「新任の大臣、三度辞表を献ず（又封を辞する表有り。第三度に勅答有り。勅答無くは案を写して内記に賜ふ、と云々。）」（『西宮記』卷十三 新任大臣表）、「新任の大臣、第一・二度は口勅を以て返し給ふ。第三度は勅答有り。」（『北山抄』卷第六 勅答事）、「新任の大臣の辞表、第一・二度は只其の表を返す。第三度に勅答を遣はして之を許さず。」（『新儀式』第五 五位已上上表事）等とあるように、新任大臣の儀礼的な三讓の場合、初度・第二度は返表、

第三度は不許の勅答を遣わすことが通例であった。頼長は、初度・第二度の上表に勅答のなかつた先例に、長徳元年、康和四年の場合を挙げてゐる。長徳元年は、八月十四日よりなされた道長の右大臣上表、康和四年は、七月五日、九月十七日、十月七日に亘つてなされた忠実の右大臣上表を指すとみなされる。長徳元年の場合は現存史料に乏しく詳細を知りたいが、康和四年については、初度・第二度は返表、第三度に不許の勅答が遣わされたことが確認され、『台記』の記述が裏付けられる。道長は就任より二ヶ月後、忠実は二年後、いずれも最初の右大臣上表である。これに比し、頼長の場合は、左大臣就任後既に六年を経ており、もはや新任大臣とは言い難いが、初めてのの上表ではある（これより以前の、仁平三年に隨身兵仗のみを上表し、不許となつてゐる）。なお、第二度上表に変則的に勅答を受けた事を頼長は「執政の臣、臨時に上る所の表に多く勅答有るなり。隨身を罷る故に勅答有るなり」と解釈している。「大政大臣・摂政の表は、毎度に勅答有り。」（『西宮記』卷第十三 太政大臣摂政表）、「摂政・関白は毎度に勅答を給ふ。」（『北山抄』卷第六 勅答事）、「摂政・太政大臣の表は、毎度に勅答有り。」（『禁秘抄』下表）とあるように、執政の臣の上表に対してはその都度勅答を遣わすことを原則とする。事実上、執政の臣たることを自負する頼長であれば、今回の勅答を、

撰政・関白に準じる処遇を受けたと解したのであろう。

執政の臣が臨時に上表し、勅答を賜った事例は多数に上り、父忠実の嘉承元年（一一〇六）七月二十九日、同年九月十八日、天仁元年（一一〇八）十月九日、同年（一一一〇）八月八日、天永四年（一一一三）四月十一日等が近例に挙げられる。

- (2) 康平二年二月十一日 藤原頼通の関白・左大臣並びに隨身・近衛上表を指す。源隆俊が勅答使（中使）として遣わされたこと、並びに、京極殿（頼通の男師実）が頼通の代理を勤めたことは『定家朝臣記』に「深更に、頭中将（隆俊）中使として参入し、先づ中門の下に候ず。右大弁、事の由を申す。新大納言殿（師実）稿者注）出で逢はしめ給ひ、勅答を取りて持ち参らる。（略）納言、中門より庭中に下りて拝舞す。」と見えてゐる。隆俊は、万寿二年（一一二五）く承保二年（一一七五）。権大納言源隆国の男で、正二位権中納言に至る。時に正四位下藏人頭。

- (3) 北山に云はく 「宿徳の人所勞の事有るの時、子姪代はりて拝舞す。若し、子姪の巫将を以て返し給はば、更に倚子に着せしめず、直に禄を被く。」（『北山抄』巻第四 上表事）

- (4) 巫将 近衛中将・少将。

- (5) 欠字 文書中、一字空欠にして敬意を表すること。

- (6) 平出 文書中、行を改め行頭に置いて敬意を表すること。

と。

- (7) 公式令を見るに 「皇祖・皇祖妣（略）天子・天皇・皇帝（略）右は皆平出せよ。大社・陵号（略）聖化・天恩（略）右は、此の如き類は、並に欠字せよ。」（『公式令』第二十一）。

- (8) 表に那の字心得ず 次掲の表文中に「那、禿毫を染め、重ねて陳ぜざらん。」と記すが、表文中に「那」の字を用いるのは如何か、という疑義だろうか。

- (9) 読めない。原文のままとするが、長光は「盍」の字を用いることがより穏当だと答えたのだろうか。

(三日の続き)

臣某言さく、屢、表章を献じ、粗意緒を述べ。玉⁽¹⁾宸の下に留⁽²⁾まらず、空しく白⁽²⁾屋の中に返らんとす。逆鱗の悚⁽³⁾越に触ると雖も、那、禿毫を染め、重ねて陳ぜざらん。臣某、誠惶誠恐、頓首々々、死罪々々。臣聞く。三⁽⁴⁾公の職は百寮の長なり。爰⁽⁵⁾理勤めを抽きんずれば、則ち、陰陽之が為に克く調ひ、夤⁽⁶⁾亮規に協はば、亦、邦国是に繇ひ、咸く治まる。才疎きの人、当に其の撰に当たるべからず。徳薄き者其の官に居るべからず。臣、早く累祖の余慶を藉り、猥りに⁽⁷⁾台輔の崇班を忝くし、竊位の訕を衆庶の唇吻に聚⁽⁸⁾む。曠⁽⁸⁾職の責甘廻の光陰に及ぶ。不⁽⁹⁾翅に出でて高⁽⁹⁾きに乘ずるは、猶、燕⁽¹⁰⁾心の鳳翼を仮⁽¹⁰⁾るに同じ。止足を忘れて列に就くは、自ら⁽¹⁰⁾驚⁽¹⁰⁾蹇の羊腸に向かふに類す。然れども君の恩を知ら

ざるに非ず、臣の分を揣らざるに非ず。偏(11)に玄溟(12)の露に浴し、還りて素(12)飡の咎を招くのみ。方に今、仁、穹(13)、昊(14)に格り、世、雍(14)、灑(15)に属す。隱逸悉仕して、寧ぞ肥遯を蘿(15)洞の雲に甘んぜん。俊(16)、官に在り。旁、英群(17)を棘路の露に連ぬ。臣、勲績の外に彰すること無く、先づ耆旧(18)以てその前に進まんや。彼の柳(18)下恵の賤職に居るや、臧(19)孫不仁の譏りを貽し、蕭(20)相国の益封を受くるや、召平独(21)り弔ふの美を伝ふ。惟(21)、非據の賞を憶ふ。宜しく妄授の任を避くべし。抑、聖代の俗は守り易く、明時の化は裨け易し。内外文(21)の奏宣に到りては將に左右輔弼の忠節(22)を致(22)さんとす。但し、縦ひ徳山を戴くとも争(22)家岳の誉れを施さん。縦ひ榮路を歩むとも何ぞ羽林の備を随へん。伏して羨む。天(23)慈相印を収付し、又、随(24)身左右近衛府生以下、各本府に付け警巡せしめ給へ。聖皇の恩未だ報はず。何ぞ過(25)枕を家園の夜月に高くせん。嚴父の慈忘れ難し。豈、敢て簪(25)を嚴徑の曉嵐に投ぜんや。唯、充滿の誠を免じ、忠孝の誠を竭さんと欲す。戦(26)汗征營の至りに任すること無く、謹みて再び拝表陳乞以聞す。某、誠惶誠恐、頓首々々、死罪々々。謹みて言す。

久寿二年五月 日

従一位行左大臣藤原朝臣 頼(27)長上表

勅、左大臣藤原朝臣、杞(27)梓(28)齋材、社(28)稷の任に協ひ、詩書礼樂の功天然に在り。以て、早く股(29)肱耳目の寄に着

き、家訓を稟けて、以て違ふこと無し。是を以て、宮闕(30)への敷奏を公に触れ子細せしめ、羽林士卒を公に賜ひ甲兵と為す。爰に、其の寸丹を一にし、再び尺素を進む。緬く漢冊を稽へ、近く朝典を覲るに、暮年に臨みて職を罷るの者有り、宿(31)霧を纏ひて官を通るるの者有れども、未だ聞かず、公の如く身強健に在りて、志謙讓を好むを。彼の臧孫の柳恵を譏り、召平の蕭荷を弔(32)ふが如きに到りては、或いは下位に居りて以て三黜し、或いは佐翼を累代に謝す。公の比す所、朕未だ是と為さず。但し、求め請ふ両端、愁ひに一事を許す。虎(32)賁を本府に帰すと雖も、龜印を左相に解(33)くことなかれ。夫、三(33)才を正すは三公なり。四海を綱(34)するは四輔なり。公此の情を体し、宜しく後詞を絶つべし。

久寿二年五月三日

【校異】

(イ) 留まらず 底本「不留」。京一・京二・書三・書五及び『宇槐記抄』『兵範記』には「不省」とある。

(ロ) 聚む 底本は空白。京一及び『宇槐記抄』『兵範記』に「聚」とあるに従う。

(ハ) 高きに乗ずる 底本「乗高」。京一及び『宇槐記抄』『兵範記』には「登高」とある。従うべきか。

(ニ) 燕 底本「鸞」。京一及び『宇槐記抄』『兵範記』に「燕」とあるに従い、改める。

(ホ) 偃る 底本「候」。京一・京二・書三・書五及び『宇槐

記抄』『兵範記』に「仮」とあるに従い、改める。

(へ) 玄溟 書四・書六他及び『宇槐記抄』には「玄換」とある。

(ト) 俊又 底本「俊又」。京一・編及び『兵範記』に「俊又」とあるに従い、改める。

(チ) 英群 底本「群」。京一・京二他及び『宇槐記抄』『兵範記』に「英群」とあるに従う。

(リ) 耆旧 底本「省旧」。京一及び『兵範記』に「耆旧」とあるに従い、改める。

(ヌ) 弔ふ 底本「予」。多数の写本に「弔」とあるに従い、改める。

(ル) 惟 京一及び『宇槐記抄』『兵範記』には「情」とある。

(ヲ) 文伝 『宇槐記抄』『兵範記』には「文簿」とある。

(ワ) 忠節 『兵範記』には「勤節」とある。

(カ) 致さん 底本「致」。『兵範記』には「竭」とある。

(ヨ) 家岳 『宇槐記抄』『兵範記』には「象岳」とある。

(タ) 何ぞ羽林の備を随へん 底本「何随羽林之備」。京一及び『兵範記』には「難随羽林之備」とある。

(レ) 収付し 底本「収付」。諸本「収此」。

(ソ) 過 底本「過」とし、「恐らくは遽の誤り」と注記する。諸本により区々で、京一及び『宇槐記抄』『兵範記』には「違」、書五・内一には「遇」とある。

(ツ) 某 諸本「臣某」。

(ネ) 頼長 諸本なし。

(ナ) 蓄材 京一及び『兵範記』には「蓄材」、『宇槐記抄』には「蓄林」とある。

(ラ) 譏り 底本「説」。『宇槐記抄』『兵範記』に「譏」とあるに従い、改める。

(ム) 弔ふ 底本「予」。多数の写本に「弔」とあるに従い、改める。

(ウ) 解く 底本「解」。『宇槐記抄』には「辞」とある。

(ヰ) 綱す 底本「綱」。『宇槐記抄』『兵範記』には「緝」とある。

【注】

(1) 玉辰 玉座のこと。「玉辰の下に留まらず」とは執政を辞すことを言うか。

(2) 白屋 あばらや。

(3) 悚越 恐懼すること。

(4) 三公の職 太政大臣・左大臣・右大臣。

(5) 燮理 宰相のこと。

(6) 夤亮 恭しく誠意があること。

(7) 台輔の崇班 三公の位。

(8) 曠職 職に見合った働きをしないこと。

(9) 不翅に出でて高きに乗ずる 過多なることをいう。「皆是れ不翅の飛翔なり。」(『本朝文粹』巻第五 辞三右大臣第三表 菅贈大相国)。

(10) 驚蹇の羊腸に向かふ 鈍い馬が険路に向かう。

- (11) 玄溟 不明。書四等に見える「玄溟」ならば、天皇の恵み。これに従うべきか。
- (12) 素飡 その職にありながら勤めを尽くさず、官禄を食む。
- (13) 穹昊 天。
- (14) 雍濕 やわらくこと。
- (15) 蘿洞 つたかづらのはいかかる洞窟。
- (16) 俊又 賢人。
- (17) 棘路の露 大臣・公卿のこと。「棘露淹まり槐風積もる。」
 『本朝文粹』巻第五 為同公（清慎公）乞身表
 菅三品、「遂に棘路の翹楚たり。」（同巻第十 三月尽日。陪吉祥院聖廟同賦古廟春方暮 江以言）。
- (18) 柳下恵の賤職に居る 柳下恵は魯の人。姓は展、名は獲。三度官を罷免されても節を通した三黜の故事で有名。『論語』微子第十八。
- (19) 臧孫不仁の譏り 臧孫は魯の大夫、臧孫辰。勝れた政治家と伝えられるが、孔子に三不仁・三不知ありと難じられた。三不仁の一は柳下恵の賢を知りながらこれを登用しなかつた事とする。『左伝』（文公二年）に記される。また『論語』（微子第十八）に「臧文仲は、それ位を窃む者なるか。柳下恵の賢なることを知れども与に立たざるなり。」と見える。
- (20) 蕭相国の益封を受くるや、召平独り弔ふ 蕭相国は漢建国の功臣蕭荷をいい、召平はもと秦の東陵侯だったが、秦崩壊後庶民となり、瓜を栽培したと伝えられる人。蕭荷が高祖により相国に任じられ、益封された時、諸侯皆慶賀したが、召平のみ哀悼の意を表した故事をさす。蕭荷は召平の諫言を容れて封戸を返上し、高祖の猜疑心を解いた。『史記』（世家 蕭相国）に記される。「蕭相国封を益するの朝、邵平弔を致す。」（『本朝文粹』巻第四 為貞信公辞太政大臣第三表 後江相公）。
- (21) 内外文伝の褒宣 未詳。内覧を言うか。
- (22) 家岳 未詳。『宇槐記抄』『兵範記』に見える「象岳」なら、大岳の意で、三公を喩える。
- (23) 天慈相印を収付し 天皇の慈愛によって大臣の印の返還を受理され。
- (24) 隨身左右近衛府生以下、各本府に付け 賜った隨身・兵仗を近衛府に返上させ。
- (25) 簪を巖径の曉嵐に投ぜん 官を退くこと。
- (26) 戰汗征營 恐れ戦くこと。
- (27) 杞梓 有能な人材。
- (28) 社稷 朝廷。
- (29) 股肱耳目の寄 丞相。
- (30) 宮闕への敷奏を・・・甲兵と為す 内覧の宣旨を与え、隨身・兵仗を許したことを指す。
- (31) 宿霧を纏ひて 宿痾を持つこと。
- (32) 虎賁を本府に帰す・・・解くことなかれ 隨身・兵仗

を近衛府に返すことは許すが、左大臣の辞職は認めない。

(3³) 三才 天・地・人。

(3⁴) 四輔 四種の補佐官。

四日 庚戌。⁽¹⁾ 大将^(兼長)、府の官人等を召し、騎射の鞍・行藤・胡籙を給ふ。師業⁽²⁾・広賢⁽³⁾、密奏を持ち来たる。物忌に依りて、人をして伝へ献ぜしむ。今明・明後、物忌なり（近年、物忌せず。而るに禪^(忠表)閣の仰せに依りて、⁽²⁾ 愁ひに之を忌む）。今日、隆長、荒⁽⁴⁾手番に着く。昨日、雨に依りて延引す。

【校異】

(イ) 愁ひに 底本「然」。京三・書二・書七・内五に「愁」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 大将、府の官人等を召し 初任の大将は、手番に先立ち、射手を召して騎射のための雑具を与えることとなっていた（『玉葉』治承四年五月四日条、『玉葉』承久二年五月四日条等）。前年の八月十八日に右大将に任じた兼長は、今回が初度の手番だったため、この慣例に従った。

(2) 師業 大外記中原師安の男。本名師長。頼長の次男師長との同名を憚り、久安五年（一一四九）十月十六日

師業と改名した（『本朝世紀』）。大治二年（一一二七）正月任備中少掾（『国司補任』）、永治二年（一一四二）正月五日叙従五位上、久安二年（一一四六）正月二十三日任助教、同三年（一一四七）十二月二十一日任大炊頭、同四年（一一四八）正月二十八日任加賀介（以上『本朝世紀』）、同年十月十七日任大外記（『台記』）、仁平四年（一一五四）九月十二日任穀倉院別当（『台記』、『兵範記』）、保元三年（一一五八）三月一日叙正五位上（『兵範記』）。また、久寿頃周防権介、保元頃備中介（『兵範記』）、永暦の頃河内守（『山槐記』）。彼の任大外記や任穀倉院別当について、頼長は「師長、父の譲りに依りて大外記に任ず。古今未だ五位の外記に譲るの例有らず。道路、目を以てすの世なり。」「事を父の譲りに寄せて忽ちに師業を補す。非理の甚だしきなり。」と批判している。また、『玉葉』（嘉応元年四月十日条）は、師業が占星を二条院に教授した咎により早世したとの安倍泰親の言を伝える。

(3) 広賢 権天文博士安倍宗明の男。天治元年（一一二四）十二月任天文博士、康治三年（一一四四）正月兼長門権介（以上『大間成文抄』）、久寿三年（一一五六）正月六日叙従四位下（『兵範記』、『山槐記』）、図書頭（『兵範記』、『山槐記』他）より応保元年（一一六一）九月十五日任大膳権大夫（『山槐記』）。二条院の時、慶雲が立つたことを奏上して勸賞に預かったが、その妄言の故

に死去したと言われる(『玉葉』嘉応元年四月十日条)。

- (4) 荒手番 射札や騎射の行事で優劣を競う儀式。手番は手結とも記す。予行演習を荒手番、本番の手合わせを真手番と称した。「左右近衛騎射手結の事 左は三・五日、右は四・六日。若し甚雨有らば、次の日に之を行ふ。」(『小野宮年中行事』五月)とあるように、五月三日左近荒手番、四日右近荒手番、五日左近真手番、六日右近真手番の順で催される。当年は雨のために一日延引し、四日から始まった。

五日 辛亥。今日、左近荒手番なり。夜に入りて、頭弁^(光頼)、最勝講の日時・僧名を下す。同弁に下し了んぬ。今日、皇后宮、春日社に於いて黒字大般若一部を供養す。是は、入内の時、余^(頼長)、立つる所の願を果たさるるなり。件の経、余^(頼長)、之を調へ献ず。権亮成隆朝臣、社頭に参り、行事す。加賀権守憲頼・散位憲忠、堂童子を奉仕す。今日、宮^(多子)、並びに余^(頼長)、神斎す。但し、仏事を怠まず、と云々。今夜より十二个夜、行願寺に詣づ。是、願を果たすなり。

【校異】

(イ) 云々 底本「云」。京一・京二・書三・書五に「云々」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 左近 右近とあるべきところ。

(2) 最勝講 五月に、朝廷において金光明最勝王経を講説させ国家安泰を祈る法会。

(3) 春日社に於いて 久安六年(一一五〇)正月十日、頼長は養女多子の近衛帝への入内を果たしたが、その際、諸社寺に祈願をなした。中でも氏社である春日社には度々祈誓をしており、久安四年七月十一日には参詣して祈願を行った(『台記』及び『台記別記』)。

(4) 成隆 左京大夫藤原家隆の男。頼長の家司。「少納言皇后宮亮 従四上 母土左守盛実女 保元乱之時配阿波国出家帰京之後卒」(『尊卑分脈』)。「新大系人物」参照。

(5) 行願寺 寛弘元年(あるいは二年とも)一条近辺に、行円によって開かれた寺。革堂の名で知られる。行願寺は庶民を布教の対象とした特異な存在と言われているが、貴顕である頼長が該寺に厚い信仰を寄せたのは「下級廷臣層に属する」「実母の生家の信仰に影響されたもの」との橋本義彦(人物叢書『藤原頼長』)の指摘がある。該条に記された行願寺への十二ヶ夜参詣は、多子入内成就の報謝と判断してよいだろう。

六日 壬子。隆長、真手番に着く。他⁽¹⁾に次将無きに依りて手番を書く、と云々。

【注】

(1) 他に次将無きに依りて、「一 荒手番（三日左近、四日右近）次将一人催し渡すの外他事無し。一 騎射（真手番と号す。五日左近、六日右近）次将両三人之を催し渡す。」（『夕拝備急至要抄』五月）とある如く、当行事は近衛中将の采配によつて実施される。当日の左近真手番は、左中将の担当であり、権左中将の隆長がこれにあつた。なお、手番は下臈の中将が書くことになつており（『猪隈関白記』建久九年五月三日条、『勘仲記』弘安九年五月五日条）、この時の左中将は、従二位権中納言藤原師長、正三位参議藤原経宗、正三位非参議藤原基実、及び正四位下隆長の四人であるから、隆長が手番を書く立場にあつた。にも係わらず、ことさらに頼長が「他に次将無きに依りて手番を書く。」と記したのは、隆長と同時（『兵範記』仁平二年九月九日条）に左中将に任じた年少の基実（忠通の男で時に十三歳）を意識したもののか。

七日 癸丑。右近真手番なり。⁽¹⁾ 大^(兼長)将見物の為に馬場に向かふ。^(頼長)余、見物を企つと雖も、^(イ)今^(幸三)暁より女^(幸三)房病悩す（温気）。仍りて馬場に向かはず。⁽²⁾ 番長兼頼、的を立つることを辞するの間、丑の刻に及びて騎射有り。未曾有の事なり。今日、左⁽³⁾京大夫頭輔卿（三位）薨ず。昨日出家す、と云々。

【校異】

(イ) 今暁 諸本「今晚」。
(ロ) 三位 京二「正三位」。

【注】

(1) 大将見物の為に 初任の大将は真手番を見物することが慣例となつていたようだ（『山槐記』仁安二年五月六日条）。その場合、左大将は左近衛、右大将は右近衛の手番を見物すべきであり、管轄外の手番見物は公然と行うべきではないと考えられていたことが「左大将、右近衛の射を見る。時人定めて哢言有るか。密々に於いては更に憚るべからず。頗る顕現の条用心有るべきか。」との『玉葉』（治承四年五月六日条）の記述から窺える。

(2) 番長兼頼、的を立つることを辞す 兼頼は秦兼弘の一人男（『愚昧記』仁安二年十月十五日、同二十一日条）。右近番長、右将曹、左将曹を経て（『台記別記』『本朝世紀』『山槐記』『兵範記』他）、嘉応元年（一一六九）十二月三十日任右将監（『兵範記』）。崇徳院の御隨身（『台記別記』）より、後、後白河院の御隨身（『愚昧記』『山槐記』他）となる。手番では隨身二人で一つの的を懸ける（下臈が串を立て、上臈が的を懸ける。『猪隈関白記』建久五年五月五日条）。的を立てることを兼頼が拒んだ理由は不明だが、「的を立つ（院の御隨身、先例に懸げざるの由、清景之を申す）」（『玉葉』治承四年五

月六日条)との記述から推測すれば、あるいは、崇徳院の御隨身であることを理由に拒んだものか。更には「天下一物」「傍若無人」(『山槐記』保元三年八月二十五日条)と評された秦兼弘の一男である傲りが、その主張に一層の力を添えたものかとも臆測される。

(3) 左京大夫頭輔卿(三位)薨す 頭輔は修理大夫藤原頭季の男。寛治四年(一〇九〇)〜久寿二年(一一五五)『公卿補任』に拠る。正三位左京大夫に至る。その逝去について『山槐記』(七日条)は「左京大夫頭輔卿逝去す。昨日出家す、と云々。」と記す。また、『兵範記』(六日条)は「左京大夫頭輔卿薨じ了んぬ。生年六十七。去ぬる年の冬以後、事毎に例に乖く。近日不食、相ひ刻め已に以て危急。今朝出家し、此の暁入滅なり。」と記し、美福門院服喪の記述に及ぶ。『詞花和歌集』撰者であつた歌壇の大御所頭輔の死を頼長は一筆に叙し、さつてなんらの感懐も添えていない。和歌への関心のなさゆえのことと思われるが、日頃より疎遠な関係にある美福門院得子の血脈に繋がる人物(頭輔は得子の叔父)であることもあるいは関係していようか。

八日 甲寅。大將^(兼長)兼晴・公⁽²⁾佐を召し、衣を給ふ。夜^(口)前中三に依りてなり。

【校異】

(イ) 兼晴 内一以外の写本「兼清」。
(ロ) 夜前中三に依りてなり 底本「依夜前中三也」。京二・書三・書五には「依」がない。

【注】

(1) 兼晴 系譜未詳。『校異』(イ)より「兼清」を是とすべきか。兼清なら、秦氏。左近番長(『台記別記』『兵範記』他)より、右近府生(『兵範記』『山槐記』他)を経て左近府生(『吉記』『山槐記』他)。また、頼長の隨身(『台記別記』)より、後に藤原基房の隨身となる(『山槐記』他)。久寿二年(一一五五)二月一日に生じた頼長の従者と平信兼の闘乱事件(『台記』四月十四日条参照)の折りに、右指を射切られた(『兵範記』)。また、『源平盛衰記』(卷第三)は、いわゆる殿下乗合事件の際、平資盛への暴行を制止したため「軽罪」に宥められたと記す。

(2) 公佐 保延五年(一一三九)生。系譜未詳。あるいは左近府生豊原公用(公戒とも)の男の右将曹公佐(『系図纂要』、正・統群書類従所載『豊原(氏)系図』)に同定されるか。「公佐(生年十四)、十葦毛に乗り、数驥するも落ちず。仍りて扇二枚を賜ふ。」(『台記』仁平二年八月十九日条)と見える。

(3) 中三 前日の真手番において、三つの的すべてに射あてたことをいうか。

十日 丙辰。去ぬる夜より降雨。晩(イ)に及びて止む。重ねて大臣を辞するの表を上る（内覧を辞せず。土御門亭より之を上る）。午の刻許りに、茂明朝臣（束帯）表草を内寝に持ち来たる。竊に見り伊行をして清書せしむ（密々に書かしむるなり）。申の刻に客亭に出居す（冠・直衣）。是より先に、季成・兼長・資(一)・信等の卿（皆、冠・直衣）座に在り。有成朝臣（束帯）作者参る由を申す。召すべきの由を仰す。即ち参上し、表草を献ず。見りて茂明をして読ましむ。此の間、朝隆朝臣（参議・右大弁・文章生、冠・直衣）入り来たる。招き寄せて表を見しむ。茂明退きて後、有成を召して表草を給ひ、仰せて曰はく、伊行をして清書せしめよ、てへり（其の實、是より先に書くなり）。須臾にして清書の表を持ち来たる。余(兼長)、見りて名を加へ、函を持ち来べきの由を大將(兼長)に示す。大將座を起ち、函を取りて持ち来たる。余(兼長)、懸紙・裏紙等を加へ、函を裹みて中を結び（去ぬる三日の如し）、四位少納言成隆を召し（束帯、長(二)和元年六月四日、四位少納言能信を使と為すの例なり）、函を授く。成隆之を取りて参内す。次いで、茂明朝臣を南簀子に召し、白褂一領を給ふ（職事、皇后宮権大進憲親（衣冠）之を取る）。茂明、屏内の地に於いて再拝して（是より先に雨止む）退出す（清書の祿無し）。次いで、高陽院の御在所（東面）に参る。卿相退き罷る。次いで、西方の内寝に帰る。成隆帰り来たりて、御表を頭(光類)弁(光類)に付け了る由を申す。今日、勅答（先日、此の由を頭(光類)弁(光類)に

示すなり）。前少納言俊通曰はく、先例を知らずと雖も、少納言を使者と為す。少納言の侍表の函を持つべきか。今日、雑色に持たしむるは思慮無きことなり、と。今案ずるに、俊通の難其の理有り。然るべし。是より先に、成隆作法を問ふ時、余(兼長)其の由を答へず。至愚の然らしむるなり。臣(三)言さく。頻りに底裏を披き、以て苦請を致す。驟、表を撃げ上り、以て恩容を俟つ。玄(ホ)溟忽ち降り、虎旅の備を停むと雖も、丹祈遂げ難く、猶、緑(四)紱の班に居す。惘恍として方を失ひ、心顔措くこと罔し。臣(ト)誠兢誠惕、頓首々々、死罪々々。夫、邦は賢(チ)を進めて盛んなり。君は忠を以て安し。軒(五)皇は五帝の先に在りて、依りて力牧を挙し以て民を治めしむるなり。伯(六)禹は三王の祖を称するも、寧ぞ咎繇を得、以て政を授けざらんや。寔乃ち明(ニ)主は良佐に委ねて徳を播き、良(七)佐は明(ミ)主に遇ひて名を彰すか。臣、瑣符の小量を受け、織(ウ)芥の微功無く、丁壯にして耄老を超え、愚昧にして皇(八)猷を裨く。天子の恵(九)露曲覃、相位を台階の左に忝くし、雲(一〇)母の屏風を爰に施し、賢俊を朝座の傍に揖せしむ。非(タ)常の榮に肌慄・心悸し、避けんと欲するの思ひ、日久しく、歳廻る。而るに、勅命の趣を見るに、温諭の詞を垂る。強健に在りて謙讓を好む。臣の如きの者未だ聞かざる所なり、と。謹みて、国典の遺文に就き、粗、家譜の近例を考ふるに、職を謝すは、必ずしも暮年の期に臨まず。身を退くは、偏に是宿慮の懇に任すべし。永(一)保の聖代に、曾祖左僕射の印を解き、天(二)永の明時に、嚴親

右丞相の官を罷る。或いは、四十の算に余りて君に仕ふ。全衰の身に非ず。或いは五七の齡に及ぶ。臣⁽¹³⁾と按ずるに一年の第為り。彼を指して比べ擬するに豈可ならざらんや。抑、股肱の寄は、何ぞ⁽¹⁴⁾。官の人に限らん。登用の道は隱才の士を嫌ふこと無し。褐⁽¹⁵⁾衣、夢に入り、傳説を殷野の月に求め、玉⁽¹⁶⁾璜、兆に協ひ、呂尚を渭渚の風に迎ふ。古以て此の如し。今亦宜しく然るべし。伏して羨⁽¹⁷⁾む。陛下漏刻の聴を留め、襟抱の旨を察し給へ。縦ひ、槐⁽¹⁷⁾鼎の秩⁽¹⁸⁾を辞し、曠職の譏りを弭めしむるとも、唯、蘭⁽¹⁸⁾台の奏章を視、専ら勤王の節を励まん。荷⁽¹⁹⁾懼屏宮の至りに勝へず。謹みて重ねて拝表以聞す。臣⁽²⁰⁾頼長、誠兢誠惕、頓首々々、死罪々々、謹みて言す。

久寿二年五月十日

従一位行左大臣藤原朝臣頼⁽²¹⁾長上表

【校異】

- (イ) 晩に及びて止む 底本「及暁雨止」。大多数の写本に「及晩而止」とあるに従い、改める。
- (ロ) 衣冠 大多数の写本に、更なる割書となっていることに従う。
- (ハ) 侍表の函を持つべきか 底本「侍所持表函敷」。京一・京二その他で「所」が「可」とあることに従い、改める。
- (ニ) 底本空白。京一・書六(別筆)及び『兵範記』には「某」とある。
- (ホ) 俟つ 底本「候」。京一及び『兵範記』に「俟」とあるに従い、改める。
- (ヘ) 玄溟 諸本「玄渙」「玄漠」など。『宇槐記抄』『兵範記』には「龍渙」とある。
- (ト) 底本空白。『兵範記』には「某」とある。
- (チ) 賢を進めて 底本「進賢」。『宇槐記抄』には「重賢」とある。
- (リ) 依りて力牧を攀し以て民を治めしむるなり 底本「便依挙力牧以治民也」。「便」が内一・内二・内三では「使」とあるを採り、とりあえず上記のように読んでおく。
- (ヌ) 授け 底本「援」。内一・内二・書四等及び『宇槐記抄』に「授」とあるに従い、改める。
- (ル) 明主 『宇槐記抄』には「明王」とある。
- (ヲ) 明主 京一「明王」。
- (ワ) 織芥 底本「籤芥」。諸本に「織芥」とあるに従い、改める。
- (カ) 惠露 底本「惠□」。京一及び『宇槐記抄』『兵範記』に「惠露」とあるに従う。
- (ヨ) 施し 底本「施」。諸本「在」「於」など。
- (タ) 非常 大多数の写本には「非」、京一及び『宇槐記抄』『兵範記』には「非次」とある。
- (レ) 印 書七・内五「印^{官カ}」。
- (ソ) 解き 底本「翁」。京一及び『宇槐記抄』『兵範記』等

に「解」とあるに従い、改める。

- (ツ) 右丞相 底本「右丞相」。京一・書二及び『宇槐記抄』
『兵範記』等に「右丞相」とあるに従い、改める。
- (ネ) 羨む 底本「羨」。京一及び『宇槐記抄』『兵範記』に
は「冀」とある。

- (ナ) 察し 底本「寥」。京一及び『宇槐記抄』『兵範記』に
「察」とあるに従い、改める。

- (ラ) 秩 京一及び『宇槐記抄』『兵範記』には「重秩」とあ
る。

- (ム) 荷懼 底本「荷懼」。諸本に「荷懼」とあるに従い、改
める。

- (ウ) 頼長 殆どの写本にはないか、もしくは後補。

- (エ) 頼長 殆どの写本にはないか、もしくは後補。

【注】

- (1) 資信 永保二年（一〇八二）〜保元三年（一一五八）。

参議藤原顕実の男。正三位中納言に至る。時に、従三位参議・左大弁・勘解由長官。

- (2) 長和元年六月四日、四位少納言能信を使と為す 「大

臣大将等の表は、近衛司若しは只侍臣殿上の台盤に置き之を奏す。」（『禁秘抄』下表）とあるように、表使には、近衛司（中・少将）を用いることを通例とする（ただし、初度は、四位・五位の家司を用いる。『北山抄』第四 上表）。この度、第三度の表使に四位少納言

成隆を用いたのは、長和元年六月四日、道長が左大臣

上表に際し四位少納言能信を用いたことに倣ったものだと記している。これに係わっては『兵範記』にも「寛弘九年（長和元年―稿者注）の御堂の上表に、四位少納言兼中宮権亮能信朝臣をして使と為さしむ。今度の成隆朝臣は本家親昵の上、四位少納言兼皇后宮権亮なり。已に彼の例に相ひ叶ふ、と云々。其の後以来、少納言の使の例無きか。」と見え、『台記』の記述を裏付ける（ただし、『日本紀略』は、長和元年の表使を、能信ではなく藏人頭公信としている）。能信は道長の五男。長徳元年（九九五）〜康平八年（一〇六五）。正二位権大納言に至る。長和元年六月当時は、従四位下少納言・藏人。

- (3) 虎旅の備を停む 隨身・兵仗の辞退を許可すること。

- (4) 緑絨の班 緑絨は緑色の膝掛け、班は位階。ここは左大臣職を指すか。

- (5) 軒皇は五帝の先に在りて 軒皇は黄帝、力牧はその臣。黄帝が、風后・力牧・常先・大鴻の四人を挙用して世を治めたことをいう。『史記』（五帝本紀第一）に拠る。

- (6) 伯禹は三王の祖を称するも 伯禹は夏の禹のこと。咎繇は、禹の協力者として舜に仕えた。舜の後を受けて天子となった禹は咎繇に政治を委ねようとしたが咎繇は死んだ。『史記』（夏本紀第二）に拠る。「黄帝は力牧を得て五帝の先と為り、大禹は咎繇を得て三王の祖と

為る。」(『漢書』列伝 爰盎鼂錯伝)。

(7) 良佐 良臣。

(8) 皇猷 帝王の道。

(9) 惠露曲覃 お恵みがつぶさに及ぶこと。

(10) 雲母の屏風を爰に施し 鄭弘がその身を卑下していることを聞いた帝が、雲母の屏風で彼を隔てた故事。『後漢書』(列伝二十三 鄭弘伝)に拠る。「更に雲母の古風を隔てんや。」(『本朝文粹』巻第五 為清慎公辞三 右大臣三表 後江相公)。

(11) 永保の聖代に 永保三年(一〇八三)正月十九日に、

頼長の曾祖父、師実が左大臣を上表し、勅許を得たことを指す。左僕射は左大臣のこと。時に師実四十二歳。

(12) 天永の明時に 天永三年(一一二二)十一月十八日に頼長の父、忠実が右大臣を上表し、勅許を得たことを指す。時に忠実三十五歳。

(13) 臣と扱するに 久寿二年現在、頼長は三十六歳。

(14) 曠官 世襲の官職。

(15) 褐衣、夢に入り 殷王の武丁が夢によつて傳險に説を見出し、宰相に登用した故事。『史記』(殷本紀 第三)に拠る。「傅氏巖の嵐、殷夢の後に風雲すと雖も」(『本朝文粹』巻第五 為二条左大臣辞三右大臣三表 菅三公)。褐衣は、粗末な衣服。説が囚人で労役に服していたことに依るか。

(16) 玉璜、兆に協ひ 周の文王が呂尚と渭水の岸で出会い、

彼を師とした故事。『史記』(齊太公世家 第二)に拠る。

玉璜は、おびたま。呂尚が磻溪に釣りをして玉璜を得たことをいう。「周文王至磻溪呂望文王拜之、尚父曰望釣得玉璜」(『尚書大伝』巻一)。「玉璜を釣りにて姫文を助く。即ち是磻溪の賤老なり。」(『本朝統文粹』巻第四 富家殿辞撰政第二表 敦宗朝臣)。

(17) 槐鼎 三公。

(18) 蘭台の奏章を視 内覧を勤めること。第二・三表では内覧を辞していない。

十三日 己未。病者減ぜざるに依りて、辰の刻許りに公親

朝臣の一条富小路家(板屋)に渡る。先日、泰親居処を改むべき由を占ひ申す。件の家、方角の忌み無き故なり。今夜、女房の為に泰親をして泰山府君を祭らしむ。夜に入りて、余、祭所(法興院)に臨む。今夜より女房三口の僧を屈し、懺法を修す(寝所の障の外)。

【校異】

(イ) 居処を改むべき由 底本「可改居処由」。内一を除く諸本「可改居処之由」。

【注】

(1) 公親朝臣の一条富小路家(板屋)に渡る 公親は藤原実能の男で頼長の嫡室幸子の異母弟。天承元年(一一

三一）（平治元年（一一五九）。正三位参議・中宮権大夫に至る。当時は、正四位下右少将。幸子が一条富小路家に居所を移したことは『兵範記』にも「左府の北路の方、所労に依りて一条富小路（史料大成本「富路小路」。京都大学史料叢書の影印本に従い、改める）右少将公親朝臣の家に出で給ふ（年来、高陽院に御座す。御所は土御門殿なり）。年来長血の上、三月以後不食。又、近日温気相ひ加はる、と云々。」と見えている。

(2) 泰山府君 陰陽道の祭祀で、延命・消災等を祈願するもの。

(3) 法興院 「二条北京極東。本東二条と号す。（兼家公の家）『二条関白伝領す。』（『拾芥抄』中 諸名所部第二十）とあるように、藤原兼家の二条京極第を寺に改めたものを起源とする。幾度か焼失したが（近くは久安四年二月十七日。『台記』等）、再建されてこの時に至る。

(4) 懺法 災いを除き福を招く所願のための仏教行事。

十四日 庚申。頭（光頼）弁来たる。雑文書を内覧す（十日の表に内覧を辞せず。仍りて、勅答の先と雖も内覧す）。今明兩夜、泰親の私宅に於いて泰山府君祭を修す。余（頼長）、之に臨まず。

十五日 辛酉。源救（1）、女房（幸子）の疾の筮を献ず（2）。坤（イ）の訟に遇ひ、危有るの由なり。左衛門尉源頼賢（3）を春日社の訴に依

りて解官す。

【校異】

(イ) 坤の訟 底本「坤之訟」。京三・内五・書二・書七には「坤」が「神」、京一・京二・書三・書五には「訟」が「説」とある。

【注】

(1) 源救 玄救とも記される。大威儀師寛救の男（『台記』康治三年五月二十五日条）。頼長は寛救にしばしば筮の不審を問うており、康治三年（一一四四）五月二十九日に寛救が死去して（『台記』）後は、源救に相談したと思われる（『台記』）。久安四年（一一四八）忠実の嫡室師子が篤疾に陥った時、易筮によりその回復を予言したが的中しなかった（『台記』該年十二月十一日条）。

(2) 坤の訟に遇ひ 坤は、爻（卦を構成する六本の棒）が☷となる卦の形、訟は、☱となる卦の形。「坤は、元いに亨る。牝馬の貞に利し。君子往く攸有るに、先には迷ひ、後には主の利を得。西南には朋を得、東北には朋を喪ふ。貞に安んずれば、吉。」「訟は、孚有りて窒がる。惕れて中すれば吉、終ふれば凶。大人を見るに利し、大川を渉るに利しからず。」（『易経』。稿者は、易について理解が及ばない。

(3) 源頼賢 源為義の四男。保元の乱に父・兄弟とともに

斬首された。『新大系人物』参照。久安五年（一一四九）四月九日、左兵衛少尉より左衛門少尉に任じられた（『本朝世紀』）が、この日官を解かれた。事の詳細は不明。

十七日 癸亥。源救を召し、混⁽¹⁾林雑占の病部を披き、其の不審を問ふ。頼業⁽²⁾に着けて源救の筮を信⁽³⁾西に送る。復推の為なり。

【注】

(1) 混林雑占 未詳。『台記』（天養元年十二月三十日条）

に「天養元年学ぶ所」の書籍百十九卷の中に「混林雑占一卷（第一自筆抄出。勾を懸けず）」と見える。

(2) 頼業 確定しがたいが、大外記清原祐隆の男か。そうであるなら、保安三年（一一二二）〜文治五年（一一八九）。当時は、従五位下直講兼周防介（『大間成文抄』第三）、後に大外記。『平家事典』参照。頼業は、頼長主催の漢学講論の常連であり、『台記』に頻出。

(3) 信西 嘉承元年（一一〇六）〜平治元年（一一五九）。文章生藤原実兼の子。長門守高階経敏の養子となるが、後に復姓。俗名通憲。天養元年（一一四四）出家。学識の高さは定評があり、後白河即位後はその懐刀として辣腕を振るう。平治の乱に殺された（自害とも）。『新大系人物』『平家事典』参照。

十八日 甲子。早旦、兼長・隆長を率⁽¹⁾て青蓮寺に参る。明後日改葬⁽²⁾すべきに依りて参る所なり。次いで、木寺⁽³⁾に参り、午の刻に一条に帰る。頼業帰り来たりて、信西の復推の文を献ず。占事、怖畏無きの由なり。今日猶源救を招き、混林雑占の不審を問ふ（昨今、終日之を問ふ）。今日、公家、七⁽⁴⁾仏薬師法結願す。免⁽⁵⁾物有り。

【校異】

(イ) 率て 底本「卒」。京一・書二他に「率」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 青蓮寺 仁和寺の院家の一つ。「青蓮寺（大二条殿北政所草創。大御室御妹）」（『仁和寺諸院家記』）。忠実の嫡室で忠通・泰子の母であった源師子の仮葬所でもある。

(2) 改葬 師子の改葬である。

(3) 木寺 仁和寺の院家の一つ。喜寺とも。「尼上（師子一稿者注）辰の刻より煩惱す。之に因りて、亥の刻に車輿に乗り（法親王の輿なり。入りて其の内に臥す）、仁和寺木寺第に移り御す。」（『台記』久安四年十二月七日条）、「木寺（故尼上の葬家）」（同六年三月二十三日条）とあるように、師子は木寺で死去した。

(4) 七仏薬師法 薬師瑠璃光如来以下七仏を本尊として供養する秘法。息災や増益のために修する。前月の二十

八日から勤修が始まったもので（『兵範記』）、この日、二十一日を満じて結願となった。『兵範記』五月十九日条に「七仏薬師法今日三七日を満じて結願す、と云々。」とあるが、十八日が是。

(5) 免物 囚人の罪科を赦すこと。『兵範記』該日条にも、「今夕、赦令の事を行はる。」と見える。

十九日 乙丑。早旦より源救を召し、混林雑占の不審を問ひ、日中に及びて問ひ了んぬ。余(頼長)の復推怖畏無し。聊か其の復推の趣を注し、頼業に着けて信西に送る。

二十日 丙寅。今日より最勝講を始行せらる、と云々。改葬の仮に依りて、余(頼長)及び三(兼長・師長・隆長)長参入せず。余(2)、廿日の仮を請ふ（表(3)を未だ返し給はず。仍りて、従一位藤原朝臣頼長と書く。唯、殿上に出(イ)だし外記に出(イ)ださず）。兼長(4)（外記・殿上・本陣・皇后宮。皇后宮に出だす文書の様は牒なり。祖母を改葬するに依りて、請ふ所件の如し。以て牒す。是、宮(5)司為るに依りて、牒の字を加ふるなり。官司に非ざるの公卿、院・宮に出だすの時、牒の字を加へず）、師長(本陣・外記に出だす。地下たるに依りて、殿上に出ださず。又、院・宮に出ださず。年々二東記を勘ふるに、春宮の外に出されざるの故なり。西宮抄の如きは、院・宮に皆出だすべきなり）十日の仮を請ふ。隆長は、仮文を献ぜず。成雅朝臣・雅(8)国朝臣は、七日の仮に依りて出仕せず、

と云々。夜に入りて、御骨、門前を過ぐ。其の間、余(頼長)、門外に出居す。兼長・隆長は北白河に参る。晩頭に、頼業帰り来たりて曰はく、信西申して曰はく、御推条に二失有り。是、坤(10)六三入墓の事同文并(11)小殺(12)の事なり、と。別記、故尼上を改葬する事。

【校異】

- (イ) 出 底本「出」。「書」とする写本もある。
 (ロ) 入墓 京二・書五・内一等「入暮」。
 (ハ) 小殺 京三・書二等「小」。

【注】

- (1) 最勝講を始行せらる 『兵範記』及び『山槐記』に、当日の最勝講についての詳細が載る。
 (2) 余、廿日の仮を請ふ 「凡そ改葬せは、一年の服には仮廿日を給へ。五月の服には十日、三月の服には七日、一月の服には三日、七日の服には一日。」（『令義解』卷九 仮寧令）。
 (3) 表を未だ返し給はず 頼長は十日の第三度上表において左大臣を辞したが、返表も勅答もなされないので、位階と姓名のみを署したのである。
 (4) 牒 公文書の一様式。諸種あるが、ここは個人の上申書。
 (5) 官司 兼長が皇后宮権大夫であることをいう。

(6) 年々二東記を勤ふるに 『二東記』は藤原教通の日記

で現在は散佚(四月二十七日条参照)。本記述に係わつては、『台記』(久安三年正月二十一日条)の、家中の犬死穢により仮文を蔵人所及び外記局に送ったことを記す中、「院・宮に同じく献すべきの由西宮の文に見ゆ。而るに、年々前二条関白記(『二東記』一稿者注)及び寛弘元年行成卿記を見るに、東宮の外、他に院・宮に献ぜず。之に因りて献ぜず。仮文、近代絶えて奉らず。余、旧例に任せて之を奉る(今日初めて之を奉る)。」と見える。

(7) 西宮抄の如きは 不詳。『西宮記』(卷第十二 服仮類)

には相当記事が見いだせないようだ。

(8) 雅国 権中納言源国信の男。高陽院別当(『兵範記』)。

兵部権大輔(『中右記』)を経て長承三年(一一三四)二月二十四日任少納言(『中右記』)、その後、修理権大夫(『台記』『兵範記』他)、久安元年(一一四五)十二月十七日任安芸守(『国司補任』)。位階については、康治二年(一一四三)正月六日叙従四位上、久安三年(一一四七)正月二日叙正四位下(以上『本朝世紀』)。

(9) 七日の仮 成雅・雅国は、師子にとって甥となるため、仮を申請した。三ヶ月の服の場合七日間の仮を申請する(『西宮記』卷第十二 仮)。

頭房 国信 — 雅国

信雅 — 成雅
師子

(10) 坤六三入墓 六三は、六本の爻の下から三番目が「(陰

爻)であることをいう。「(坤)六三、章を含む。貞にす可し。或いは王事に従ふも、成すこと無くして終ること有り。」(『易経』)。入墓については未勘。

(11) 井小殺 未勘。

(12) 別記、故尼上を改葬する事 現存『台記別記』中に該当記事は見あたらないようだ。

【補説】該条の主記事である師子改葬に係わつて補説する。

師子(延久二年(一一〇七)〜久安四年(一一四八))は忠実の嫡室で、父は右大臣源頭房。初め、白河の寵を得て、覺法法親王を生むが、後に、忠実と結婚し、高陽院太子・忠通を生む。忠実との結婚の経緯は『今鏡』(藤波の中第五 御笠の松)に記載があり、それによれば、若き日の師子を垣間見た忠実が恋の病となり、祖母麗子の仲介によつて、白河より彼女を賜った、という。また、忠実の師子への愛情が長く変わらなかつたことは、『長秋記』(長承三年十月二十五日条)の記述をもとに、『今鏡』諸注釈書の説くところである。師子の死去については、『台記』(久安四年十二月十四日条)に「寅の刻に遂に以て薨去す。上下大きに哭す。御惱の始より暮年の終に至り具に別記に載す。」とあるが、現存する『台記別記』

に詳細な記は見あたらない。師子の病は『台記』久安四年（一一四八）十月十六日条に初見し、平癒祈願が修されるが、二月七日に病態急変し木寺に移された。その後、一進一退を続けたが十一日頃より胸病を発し、十四日に死去した。幼少時に実母を失ったと思われる頼長は、師子を母と見なしており（久安二年五月二十九日条）、頼長の妻妾の一人である別当の君（兼長・隆長・範長の母）が師子の死を悼んで出家している（久安六年三月八日条）。当日の改葬に関しては『兵範記』に詳細な記がある。以下、要を取ると、忠実の命を受けた源師国・高階仲行が奉行として、生（青）蓮寺の墓所より遺骨を掘り出し、北白河の寂楽寺に埋葬し直した。これは、北山靈鷲寺に仮葬していた京極大北政所（師実の嫡室で師通の母、忠実の祖母麗子）を元永元年（一一一八）五月十三日、北白河に改葬した例に倣ったものという。青蓮寺を出た遺骨は、円宗寺南東両方を経て一条より東行、法成寺北東両方を経て、近衛より河原に出、近衛末より東行、神楽岡辺より北行し、北白河に至った。当時、頼長は、嫡室幸子の弟公親の邸である一条富小路家に寓居していたので、「御骨、門前を過」ぎる際「門外に出居し」、これを見送った。

二十二日 戊辰。頼業をして信西に示さしめて曰はく、并小殺は誤りなり。披陳することあたはず。六三入墓は、慥に混林に見ゆ、と。^(イ)算を夾みて之を送る。

【校異】

(イ) 小殺 京三・書二等「小」。

(ロ) 算 いくつかの写本には「昇」とあるが、底本に従う。

【注】

(1) 算 卦を録するための木片。算木（卦木）のこと。

二十三日 己巳。今日、師長着座すべし。而るに改葬の仮に依りて延引す。頼業帰り来たりて曰はく、信西申して曰はく、混林を披くの処、既に仰する旨の如し。先日難ずる所訛なり。恐れたり。恥じたり、と。

【補説】 幸子の病についての源救の易筮の結果を復推した頼長は、十九日信西にその確認を依頼した。翌二十日、信西は頼長の推条に二点の誤りがあることを指摘した。これに対し、頼長は二点の中一点の誤りは認めたが、今一点については自説の正当性を主張した。二十三日、信西は自らの非を認め、頼長に感服の意を表した。頼長が信西の学識を高く評価し、彼に師事して易筮を学んだことは『台記』より夙に知られるところであり、その縁からこの時も信西に復推を依頼した。かつて、通憲（信西）が出家する事を聞いた頼長は「朝のため恥と為す。其の故は其の才を以て頭官に居らず、已に以て遁世す。才、世に余り、世之を尊ばず。是れ天の我が国を亡ぼすなり。」（『台記』康治二年八月五日条）と、その才を惜し

んだ。信西の励ましを得て（同年八月十一日条）、研鑽を続け
た頼長はやがて卜筮についての論争で信西を論破し、信西を
して「其の才、我が国に過ぐ。深く危懼するところなり。今
より後經典を学ぶことなかれ。」（天養二年六月七日条）と言
わしめた。この逸話は広く流布し、『続古事談』（巻第二）に
引かれ、『塵添壺囊抄』（巻三、巻五）や流布本『保元物語』
にも採られた。久寿二年五月より一年余の後に起こった保元
の乱において二人は敵対するところとなるが、『保元物語』は
保元の乱を、一面、頼長と信西の知恵比べの様相を以て描く。
こうした構想の背景には、上記の逸話群の存在が思われる。

二十四日 庚午。女房（幸子）、温氣未だ散ぜず。然（イ）して既に数日
に及ぶ。しかのみならず、或いは、朝の間温氣無し。疫氣に
非ざるか。在（一）憲・泰親俱に疫氣と占ひ申す。故に、日来、物（二）
氣を渡さず。而るに周憲、疫氣に非ずと占ひ申す。仍りて、
今日より物氣を渡す。最仁（四）を驗者と為す。夜に入りて、皇后宮（多子）
一条に行啓し疾（五）を問ふ。余（頼長）の檳榔毛の車を御車と為す。
従者一両（檳榔毛）諸衛供奉すること常の如し。但し、一条
北に依りて六位狩装束を用ゐる。三（兼長・師長・隆長）長、仮に依り
て供奉せず。上達部は唯大夫人一人供奉す。一条に於いて下
り御す。時に、余（頼長）、宿衣を御車に寄す。今日、皇后宮（多子）春
季御読経の初なり。最勝講了りて始行せらる。其の後行啓有
り。申の刻許りに、頭光頼朝臣来たりて、僧綱（七）を任ずる事
を示す。尋範（八）、法印に叙せらる。隆曜（九）、法橋に叙せらる。

法橋（一〇） 覚長、法隆寺別当に補せらる（其の師、信慶（一一） 慶辞退
の替）。行俊（一二）、西寺別当に補せらる。相意（一三）（延曆寺）講（一四）
師請を賜はる。覚算（一五）（延曆寺）灌（一六） 頂請を賜はる。又、
阿闍梨の解文は之を記さず。覚長の法隆寺別当は非理殊に甚
し。就中、権少僧都（一七） 惠暁尤も哀憐有り。仍りて、光頼を
して法皇に奏せしめて曰はく、惠暁、齡七旬を過ぎ、公（一八）
請の勞積もる。覚長の超越は理に於いて如何。何ぞ況や、
惠暁、余（頼長）に於いて、因（一九） 明の師たり。此の時に非ずは、
何日か恩を報ぜん。覚長、若し哀憐有らば、暫く信慶の辞（二〇）
口を返され、惠暁入滅の後、之を補せらるべし、と。人無き
為、然なり。師の恩を報ぜん為に、憚りを忘れ奏する所なり、
てへり。法皇諫めに従はず、猶、覚長を補す、と云々。今夜、
余（頼長）、女房（幸子）の為に法（二〇） 成寺觀音堂に於いて六（二一） 觀音法を
修す（千手、権少僧都（二二） 相原（二二）。聖觀音、少僧都（二三） 送（二四） 覚。
馬頭、権少僧都（二四） 教仁。十一面、尋宗（二五）。不空縹索、尊（二六）
覚。如意輪、最仁。已上、三口阿闍梨）。行啓の後、余（頼長）、
彼の堂に詣で、聴聞す。時了りて、一条に還る。六口の僧侶
一条に来たりて加持す。今日、法興院に於いて結縁経を
講ず。導師は法橋良（二七） 頭（二八）、行事は勾当（二九） 源有忠なり。今
度遊宴の事無し。今日、少納言（三〇） 通能、復任後初参す（重
服、束帯）。後に聞く。今日、中納言（三一） 清隆、脚病無くして出
家す。

【校異】

(イ) 然して 底本「然而」。京三・書二等「愁而」。

(ロ) 疾 底本「疫」。京一に「疾」とあるに従い、改める。

(ハ) 何ぞ 底本「何」。京一・京二・書三「之」。

(ニ) 信慶 底本「信季」。諸本、底本に同じだが、書六が「季」に「慶」と傍書していることに従い、改める。

(ホ) 辞口 諸本、底本に同じだが、京二は空白に「書」の字を補う。

(ヘ) 相原 京一・京二・書三・書五「相源」。

(ト) 送覚 京一・京二・書五「道覚」。

(チ) 良頭 底本「良頭」。京一・京二・書三・書五に「良頭」とあること、及び「頭恐らくは頭の誤り」との底本の注記に従い、改める。

【注】

(1) 在憲 賀茂宗憲の男。長承二年（一一三三）十月任陰陽博士（『大間成文抄』）、保延二年（一一三六）十一月十日任陰陽助（『中右記』他）、久寿二年（一一五五）十一月二十二日叙従四位下（『兵範記』）、保元元年（一一五六）九月十七日転陰陽頭（『兵範記』他）、同二年（一一五七）十二月十七日任主計頭（『兵範記』）、同三年（一一五八）三月一日叙従四位上（『兵範記』）。他に、因幡権介、丹波権介（康治二年正月二十七日任）、丹後介（保元四年正月二十九日任）、備中介、土佐介等を歴任（『国司補任』『大間成文抄』他）。治承三年（一一七

九）正月十九日その三男在忠が諸陵頭に任じられた際、

中山忠親は、父在憲が陰陽頭・主計頭を兼ね、二男在宣が図書頭であることを指摘し「父子の間四ヶ寮の頭に任ず。朝恩の甚だしきなり。」と記した（『山槐記』）。

(2) 物氣 もののけ。死霊・生霊の類の邪気のこと。「物氣を渡す」とは、病者に憑依している邪気を祈祷によって、よりましに移して病を治そうとすること。ただし、疫病に対しては効力がない。在憲等が幸子の病を疫病と判断したため、当初、頼長は「物氣」を渡さなかつた。

(3) 周憲 系譜未詳。賀茂氏。保延三年（一一三七）四月三日任内蔵権助（『中右記』）、康治元年（一一四二）正月五日叙従五位上、同二年（一一四三）正月二十七日任阿波介、久安二年（一一四六）十二月二十四日任漏刻博士（以上『本朝世紀』）、保元元年（一一五六）九月十七日任権暦博士（『兵範記』）。

(4) 最仁 大治二年（一一二七）〜安元二年（一一七六）。延暦寺僧。左衛門督藤原通季の男（『吉記』安元二年六月三日条）で、頼輔の異父同母兄（『玉葉』安元二年六月三日条）。保元三年（一一五八）十二月二十九日任法眼（『兵範記』）、仁安二年（一一六七）十月二十日任法印（『兵範記』）。『今鏡全訳注』は「山に法印など申しとおはす」（藤波の下第六 梅の木の下）通季の子に同定される可能性を説く。

- (5) 六位狩装束を用ゐる この理由については未勘。
- (6) 春季御読経 四月二十八日条に該御読経についての定めが載る。
- (7) 僧綱を任ずる事 件の僧事については『兵範記』該日条にも「最勝講結願僧事有り。法印尋範(元大僧都)、法橋隆耀(院春日御塔修理の賞)、威儀師行總、法隆寺別当覚長(法橋)、西寺別当行俊(總在廳)、二会講師相意(山)、最勝寺灌頂覚算、阿闍梨宣旨七通」と見えている。『山槐記』は「大般若結願了んぬ。小僧事有り。」と簡略である。
- (8) 尋範 寛治七年(一〇九三)若しくは康和三年(一一〇一)承安四年(一一七四)。藤原師実の男。『興福寺別当次第』(卷之第二)に詳しい経歴が載る。また『新大系人物』参照。
- (9) 隆曜 系譜未詳。『兵範記』には「隆曜」とある。
- (10) 覚長 天永元年(一一一〇)生(『三会定一記』)。修理権大夫藤原宗兼の男。興福寺僧。仁平三年(一一五三)十月三十日任法橋(『本朝世紀』)、承安四年(一一七四)八月九日任権大僧都(『吉記』)。「玉葉」(承安四年十月十七日条)には「当時の能説五人」の一人に数えられているが、同年五月二十八日、祈雨の効験を賞された澄憲に上座された出来事(『玉葉』)は、『古事談』(第三僧行)・『古今著聞集』(卷第二 釈教第二)・『源平盛衰記』(卷第三)等に採られて普及した。
- (11) 信慶 『兵範記』保元二年五月五日条に従うなら、承暦四年(一〇八〇)承元二年(一一五七)、『三会定一記』(永久元年)に従うなら、永保二年(一〇八二)生。右中弁藤原有信の男。興福寺僧。永久五年(一一一七)四月二十九日任法成寺寺主(『僧歴総覧』)、同六年(一一一八)正月二十三日任東北院執行(『僧歴総覧』)、元永二年(一一一九)五月二十八日任法成寺権上座(『中右記』)、大治元年(一一二六)四月八日任法成寺執行(『中右記目録』)、天承二年(一一三二)二月二十八日任法橋(『中右記』)、康治元年(一一四二)十二月二十七日任権律師(『本朝世紀』)、久安三年(一一四七)正月十四日任法華寺別当(『本朝世紀』)、仁平元年(一一五一)五月二十六日任権少僧都法眼(『本朝世紀』)。
- (12) 行俊 系譜未詳。あるいは藤原宗盛の男の園城寺僧であらうか。承徳二年(一〇九八)生(『僧歴総覧』)。長承三年(一一三四)二月十七日任法橋(『中右記』)、久安二年(一一四六)正月十三日任威儀師(『本朝世紀』)、同三年(一一四七)五月二十日東寺定額僧(『本朝世紀』)。
- (13) 相意 系譜未詳。仁安二年(一一六七)正月十四日任権律師(『兵範記』)。
- (14) 講師 『兵範記』には「二会講師」とある。
- (15) 覚算 少納言藤原懷季の男の延暦寺僧か。天承二年(一一三二)任阿闍梨(『僧歴総覧』)、久安三年(一一四七)三月十三日任権律師(『本朝世紀』)、仁安二年(一一六

七）正月十四日任法印（『兵範記』）。

(16) 灌頂請 『兵範記』には「最勝寺灌頂」とある。

(17) 惠暁 応徳二年（一〇八五）〜長寛二年（一一六四）（『興福寺院家伝』）。宮内卿藤原家通の男。興福寺僧。仁平三年（一一五三）五月十九日任権少僧都（『兵範記』『本朝世紀』）、同四年（一一五四）任権少僧都（『興福寺別当次第』）、保元元年（一一五六）九月二十五日任権大僧都（『兵範記』）、同四年（一一五九）三月八日任興福寺別当（『興福寺別当次第』）。大治四年（一一二九）十一月十一日、仏師法眼長円の任清水寺別当を阻止するために、南都の悪僧二百人ばかりが暴行に及んだ。その「下手人」であった惠暁は播磨の書写山円教寺に追放され、所領も没官された（『中右記』『長秋記』）。『興福寺流記』は、惠暁が金峰山に祈念したため帰洛が叶ったと記す。

(18) 公請 朝廷などより僧を召すこと。

(19) 因明の師 仁平二年（一一五二）十二月以降、頼長は惠暁より因明を教授され、問答聞書を『左府抄』三巻にまとめた。『台記』久寿元年（一一五四）十二月の記には、頼長が惠暁と因明を談じ、惠暁の賞賛を得たこと、「年老」い「疾篤」い惠暁が、弟子の玄基を後任の師に推薦したことなどが見えている。「僧の読む書も、因明などいふ書、奈良の僧どもに質ねさせ給ふとかや聞えき。」（『今鏡』藤波の中第五 飾太刀）。因明は極

めて難解で、専家以外で研究した者は恐らく頼長のみと言われている。なお、頼長は南都に於ける因明研究を支持し、院権力と結びつく天台系に対抗したとも説かれる。和田英松「藤原頼長の因明研究」（『仏教史学』三一八 大2・十一）、横内裕人「藤原頼長の因明研究と南都仏教」（『南都仏教』79 平12・十）など。

(20) 法成寺観音堂 久安四年（一一四八）二月十七日、三条坊門北高倉東から発した火災では、辛うじて焼失を免れている（『台記』）。

(21) 六観音法 六観音は、六道を教化する六種の観世音菩薩。台密では、地獄に化する聖観音、餓鬼を化する千手、畜生を化する馬頭、修羅を化する十一面、人間を化する不空羂索、天を化する如意輪を指す。『兵範記』にも「左府の北の方の病の事、昨日危急、已に怖畏に及ぶ、と云々。法成寺観音堂に於いて六観音法を始行せらる。別して本尊無し。僧都相源・道覚・教仁・阿闍梨尊覚・尋宗・最仁等是を勤行す。」と見える。

(22) 相原 系譜未詳。『兵範記』には「相源」とある。「相源」なら、あるいは刑部卿藤原敦基の男の園城寺僧であらうか。

(23) 送覚 系譜未詳。『兵範記』には「道覚」とある。「道覚」なら、中納言藤原基長の男の園城寺僧か。保延三年（一一三七）五月二十七日任権律師（『中右記』）、仁平三年（一一五三）五月十九日任少僧都（『本朝世紀』）、

保元三年(一一五八)三月十一日任権大僧都(『兵範記』)。
『今鏡』(藤波の下第六 ますみの影)に「中納言基長と申ししは、贈三位濟政の娘の腹なり。彈正の尹になり給へりしかば、尹の中納言とぞ申しし。三井寺に僧都とて御子おはすとぞ。」と見える。

(24) 教仁 権大納言藤原忠教の男で、崇徳院の近習教長の弟。延暦寺僧。康治二年(一一四三)十二月十五日任権律師(『本朝世紀』)、仁平元年(一一五一)五月二十六日任律師(『本朝世紀』)、同三年(一一五三)五月十九日任少僧都(『兵範記』他)、保元元年(一一五六)九月二十五日任從儀師(『兵範記』)、同三年(一一五八)三月十一日権少僧都解却(『兵範記』)。頼長は養女多子立后や内覧宣下の祈禱に彼を用いている。また、教仁も内覧成就の吉夢を見たと告げて頼長の歎心をかっている(『台記』)。

(25) 尊宗 系譜未詳。

(26) 尊覚 安元二年(一一七六)没(『吉記』該年六月三日条)。参議藤原家政の男。園城寺僧。保元二年(一一五七)十月二十九日任権律師(『兵範記』)、仁安二年(一一六七)正月十四日任法印(『兵範記』)。仁平四年(一一五四)忠実の病を祈禱により快癒せしめたとして忠実や頼長より賜を受けた(『兵範記』二月二十七日条)。また、嘉応元年(一一六九)六月十七日の後白河出家に際しては剃手を勤めた(『玉葉』『兵範記』他)。

(27) 結縁經 仏縁を結ぶために經文を書写・供養すること。

(28) 良顕 系譜未詳。仁平三年(一一五三)五月十九日任法橋(『兵範記』)。

(29) 源有忠 美濃守源信邦の男。頼長の六位の勾当(『台記』『兵範記』他)。頼長の学問の師である藤原成佐が死後鬼道にある由の夢を見た人物とされる(『古今著聞集』卷第十三 哀傷第二十一)。

(30) 通能 承安四年(一一七四)死去(『玉葉』該年十二月二十八日条)。中納言源雅兼の男で、左中弁源師能の養子となる(『今鏡』村上源氏第七 武蔵野の草)。式部大夫(『兵範記』)より、久寿元年(一一五四)十二月二十八日任少納言、久寿二年(一一五五)十一月二十六日春宮昇殿、久寿三年(一一五六)正月六日叙從五位上、同年五月十四日昇殿、保元三年(一一五八)正月十日叙正五位下、同年十二月二十九日少納言辞退、仁安二年(一一六七)正月五日叙正四位下(以上『兵範記』)、永暦頃より右少将(『近衛府補任』)。『今鏡』によれば、琵琶に堪能。なお、通能が重服のため、一時少納言の官を離れていたことは『台記』久寿二年四月一日条の注(2)で触れた。

(31) 清隆 『公卿補任』に従えば、寛治五年(一一〇九)一(一)応保二年(一一六二)。因幡守藤原隆隆時の男。正二位権中納言に至る。『今鏡』(すべらぎの下第三 男山)は、清隆の妻の家子が近衛帝の乳母になったことを記

す。彼の出家について『兵範記』は「今日、中納言清隆卿遁世す。年六十四。日来不食。病悩危急の至り、と云々。」と記し、「病無くして出家す」とする『台記』とは齟齬する。『古事談』（第六）・『十訓抄』（第一）は、大江匡房に、極官位は正二位中納言、寿命六十六と、予言された話を伝える。

二十五日 辛未。払暁、^(多子)宮 還御。

二十六日 壬申。^(多子)宮の御読経。番論議、尋範法印結番。

慶俊⁽²⁾没日なり。出仕⁽³⁾憚り有りや否や、今旦、之を問ふ。

余^(頼長)憚り無きの由を答ふ。

一番⁽⁴⁾（猷）仁大法師答、⁽⁵⁾弥兼大法師問、二番^(イ)（平）平覚大法師答、⁽⁷⁾増宗大法師問、三番⁽⁸⁾（覚）尹大法師答、⁽⁹⁾行禪大法師問、⁽¹⁰⁾四番（願）超大法師答、⁽¹⁾源実大法師問、⁽¹²⁾五番（専）舟大法師答、⁽¹³⁾覚義大法師問

久寿二年五月二十六日

【校異】

(イ) 平覚 書四・内五他「手覚」。

【注】

(1) 番論議 仏・経に関し、二人ずつ番えて議論を闘わせるもので、『古事類苑』（宗教四）は、季御読経の論議

は、開白の三日目に催されることを考証している。

(2) 慶俊 系譜未詳。

(3) 没日 公転の周期と太陰暦との誤差により生じる五日間で、その日を百事に凶の悪日とした。

(4) 猷仁 系譜未詳。保元元年（一一五六）九月二十五日任法橋（『兵範記』）。

(5) 弥兼 系譜未詳。

(6) 平覚 系譜未詳。

(7) 増宗 系譜未詳。久安三年（一一四七）五月二十日任

阿闍梨（『本朝世紀』）、久寿二年（一一五五）五月二十日公家最勝講に聴衆として初参（『兵範記』）、後に法橋（『兵範記』）。

(8) 覚尹 系譜未詳。あるいは、刑部少輔藤原尹時の男の興福寺僧に同定されようか。

(9) 行禪 系譜未詳。あるいは嘉応元年（一一六九）十月十三日所領論争が原因で自害（『百鍊抄』）した権律師行禪に同定されようか。

(10) 願超 系譜未詳。「同（仁平）三年（略）堅義（願超。六十一）」（『三會定一記』第一）。

(11) 源実 系譜未詳。あるいは越前権守藤原頭経の男の比叡山僧に同定されようか。保延三年（一一三七）生（『僧歴綜覧』）。保元二年（一一五七）正月十三日阿闍梨宣旨（『兵範記』）、治承三年（一一七九）四月二十三日任法勝寺学頭（『山槐記』）、寿永二年（一一八三）十二月

二十三日任祇園別当(『吉記』)、元暦二年(一一八五)六月二十日任権少僧都(『天台座主記』)、建久六年(一一九六)正月十三日任権大僧都(『玉葉』)。

(1²) 專舟 系譜未詳。

(1³) 覺義 系譜未詳。

二十七日 癸酉。女房(幸子)饑法結願す。捧物甚だ多し。僧三口各廿六捧ぐ(被物・布施を加へ、之を計らふ)。民部卿(宗輔)・右衛門督(公能)・右大将(兼長)・左大将(資信)・殿上・地下大夫会合す。右大将は仮の内なり。然れども、公所に非ざるに依りて(イ)来たるなり。次いで、宮(多子)の御読経結願す。大夫并びに左大将(資信)参入す、と云々。

【校異】

(イ) 底本と同様、諸本空白。

二十八日 甲戌。今夜、女房(幸子)の為に法成寺薬師堂に於いて七仏薬師法を修す。阿闍梨相命法印、伴僧十二口、阿闍梨(頼長)覺勝を以て護摩壇を奉仕せしむ。余(頼長)、参り向かひて、其の時(イ)に逢ふ。音楽有り。暁更に一条に帰る。

【校異】

(イ) 其の時に逢ふ 底本「逢其時」。京二・書三・書五には「逢」が「遅」とあり、京一には「逢」に「遅本如何」

と傍書がある。また、内二・書四等には「時」が「付」とあるが、今はすべて底本に従う。

【注】

(1) 七仏薬師法を修す 『兵範記』の記すところに拠ると、当初二十口の伴僧を支度したが、満山の呪詛により十二口しか集まらなかつたという。この時、導師となつた相命については「大衆の為に山上を掃はる、と云々。御堂司として山門の鬱念を顧みず、此の法を勤行するに依る、と云々。」と見える。仁平四年(一一五四)林大夫光家の赦免を執奏した頼長に対する山僧の怒りはなおおさまらなかつたようだ(『台記』久寿二年四月十九日条参照)。ただ、忠実の推挙により妙高院檢校となり(『中右記』元永二年二月二十五日条)、更に頼長により法成寺別当に補された(『台記』久寿元年七月二十五日条)相命としては、頼長の依頼を断ることは出来なかつたろう。なお、当日は羅刹日に当たり、そうした日に大法を始修したことを平信範は批判している。

(2) 覺勝 系譜未詳。『兵範記』には「覺然」とある。

二十九日 乙亥。忌日に依りて、午の刻に京極殿(イ)に参る。自(イ)經安樂行品(三)なり。導師は有(四)観法印(四)なり。申の刻に事訖りて高陽院に参る。御物忌に依りて退出の間、俊光来たりて、召す由を告ぐ。即ち、御前に参るに、病(幸子)者の事

を尋ね仰せらる。子細を申し了りて退出す。病者、声変ず。日来、仍りて出家を許すべきの由を右衛門督をして内府（実能）に示さしむ。内府（実能）許さず。

【校異】

- (イ) 底本「乙亥」。諸本にはないが、底本に従う。
- (ロ) 底本空白。諸本同様だが、京二は別筆で「読」の字を補う。

【注】

- (1) 忌日 頼長の生母（土佐守藤原盛実女）の忌日である。『台記』康治元年（一一四二）五月二十五日条に、「寿量品を写す。来たる廿九日の昔人の忌日供養の為なり。今年より毎年自ら妙経一品を写すべし。」と見え、母の忌日における写経を恒例化したらしい。前年の久寿元年（一一五四）にも、信解品を写経し、やはり京極殿において有観を導師とし、供養を行っている。

(2) 京極殿 「土御門南京極西南北二町、其南一町被入

（之）道長（公）家、或大入道殿家、（上東門院是也、）

後一条（院）後朱雀後冷泉三代帝於此所誕生、（下略）

（『拾芥抄』中 諸名所部第二十）。藤原道長により整備された邸第。焼亡・再建を繰り返したが、『徒然草』第二十五段に記される如く次第に衰微・荒廃した。

(3) 安樂行品 法華經安樂行品。

(4) 有観 承暦四年（二〇八〇）〜平治元年（一一五九）『大

日本史料』第三編第二十五卷二百四頁所引『園城寺伝法血脈』。大学頭・文章博士藤原有綱の男。保延四年

（一一三八）二月十二日任権律師（『僧歴綜覧』）、久安

四年（一一四八）四月五日任権少僧都（『本朝世紀』）、

仁平三年（一一五三）五月十九日任法印（『兵範記』他）、

保元二年（一一五七）正月十三日任円宗寺権別当（『兵

範記』）。

三十日 丙子。晩頭に、病者（幸子）、出家の事を重ねて公保朝臣をして内府（実能）に請はしむ。内府（実能）許さず。

六月小。癸未。

一日 丁丑。今朝、左近将曹（1）猫（1）則助死す（年四十二）。深更に病者の氣（2）。別記（3）、夫人薨（幸子）ずる事（病を受くるより周闕に至る）。

【校異】

(イ) 四十二 底本「三十二」。京一、京二、書二他多くの写本に「四十二」とあるに従い、改める。

【注】

(1) 猫則助 永久二（一一一四）〜久寿二（一一五五）。『系図』には、光則の孫で、府生則友の子とあるが、『楽

所補任』には「光則二男。実者弃子取養云々」とある。大治五年（一一三〇）任左近府生、久安元年（一一四五）任左近将曹（『楽所補任』）。頼長に近仕したが、能舞で武勇に勝れ、水練にも巧みであった（『台記』久安二年十月三十日、同三年五月十三日、同四年閏六月十四日条等）。

(2) 諸本同じ。底本には、「以下恐らくは欠文」との注記がある。

(3) 夫人薨ずる事 頼長の嫡室幸子の病については、『台記』四月二日条に、腫物灸治のことが見えて以降、折に触れ記載が見られるが、治療・祈祷の甲斐なく遂に死去に至った。本記には「病を受くるより周闕に至る」経緯を別記に記した由が見えるが、当該記は現存しないようだ。『山槐記』には「今晚、左府の北の方（内大臣の女）薨ぜらる、と云々。日来、一条富小路亭（左少将公親の宅なり）に渡居せらる。」と見える。また『兵範記』には「今夕、左府の北の政所卒去す。生年四十四。日来病惱。去ぬる月九日以後危急。十三日に高陽院の御所を出で、公親朝臣の宅に渡り給ふ。此の間陪増、遂に入滅せしむるなり。蔽親内府・左府・右大将・新中将等籠り給ひ了んぬ、と云々。七仏薬師・六観音法等各破壇し了んぬ。既に末法と謂ふべきか。」と見え、記主信範は、七仏薬師法・六観音法の効験が得られなかったとして「破壇」した頼長の行為を「既に末

法と謂ふべきか。」と嘆じている。幸子の葬礼は八日に執り行われ、『兵範記』にその詳細が記されているが、その中、頼長が葬送に歩行で扈從したことについて、やはり信範は「内覧の人、此の如きの事に歩行の例未だ曾つて聞かず。」と評している。

六日 壬午。法（鳥羽）皇逆（1）修を始行せらる、と云々（三七日）。

【注】

(1) 逆修を始行せらる 『兵範記』該日条にも「今日より、一院逆修の御仏事を始行せらる。請僧五口（略）毎日阿弥陀仏一鋪、法華經一部、供養三七日、中、七々日修善を尽くさるべし、と云々。時に白川北殿に御す。」と見える。逆修は、死後に修すべき仏事を生前に行うこと。

二十四日 庚子。成雅朝臣と奇怪（1）の事有り。

【注】

(1) 奇怪の事 「奇怪の事」が何を指すかは明白ではないが、東野治之氏は、男色行為かと推測する（「日記にみる藤原頼長の男色関係」「ヒストリア」第八十四号 昭五・九）。従うべきか。

【補説】

頼長の男色については、上掲の東野論文を契機として、諸氏にしばしば取り上げられるところとなった。成雅は四月五日条に既出の人物だが、父の信雅が忠実の寵臣であり、姉妹が頼長の妻妾で師長の母でもあった関係から、忠実・頼長に臣従し、また男色の相手でもあった。『富家語』は「故信雅朝臣は面は美くて後は頗る劣れり。男は成雅朝臣なり。成雅は面は劣りて後の嚴親に勝るなり。これに因りて甚だ幸ひするなり。」との忠実の談話を載せる。なお、成雅は康治二年（一一四三）正月十二日に刃傷を引き起こして解官された（『台記』）。また、同三年（一一四四）三月十九日の臨時の祭では、傍輩のすべてが成雅と共に勸盃役をすることを嫌って逃げ去ったという（『台記』）。久寿二年（一一五六）八月十一日には、内覧の宣旨の下る夢を見たと告げて、頼長の歡心をかっついている（『台記』）。傍輩の評判は良くないが上長の覚えはめでたいという型の人物だったとみられる。

二十五日 辛丑。今日、⁽¹⁾泰友卒す。夜に入りて、経憲の妻死す。男子を産みて後八日、と云々（年廿二）。

【注】

(1) 泰友 皇太后宮大進高階泰兼の男（『兵範記』仁安二年正月七日条）。天承二年（一一三二）四月十日任左近将監（『中右記』）、長承二年（一一三三）二月二十八日任

右兵衛尉（『中右記』）。後、六位藏人を経て叙爵（『台記』『兵範記』）。また、保延元年（一一三五）六月二十三日には「女事」により除籍されている（『長秋記』該年月二十五日条）。『富家語』の筆録者であった忠実の近習高階仲行とは従兄弟。

二十六日 壬寅。^(鳥羽)院の御逆修⁽¹⁾結願す、と云々。⁽²⁾曼茶羅供の導師は権大僧都元海、と云々。

【注】

(1) 結願す 鳥羽院の逆修結願については『兵範記』『山槐記』該日条にも記載が見え、特に『兵範記』にはその法会の内容が詳しく載る。

(2) 曼陀羅供 両部の曼陀羅を供養する法会。

二十八日甲辰。医基康来たり⁽¹⁾語りて曰はく、^(鳥羽)法皇、近日不食。また、御股少し腫る、と。

【校異】

(イ) 来たり語りて曰はく 底本「来語曰」。京一「来曰」。